

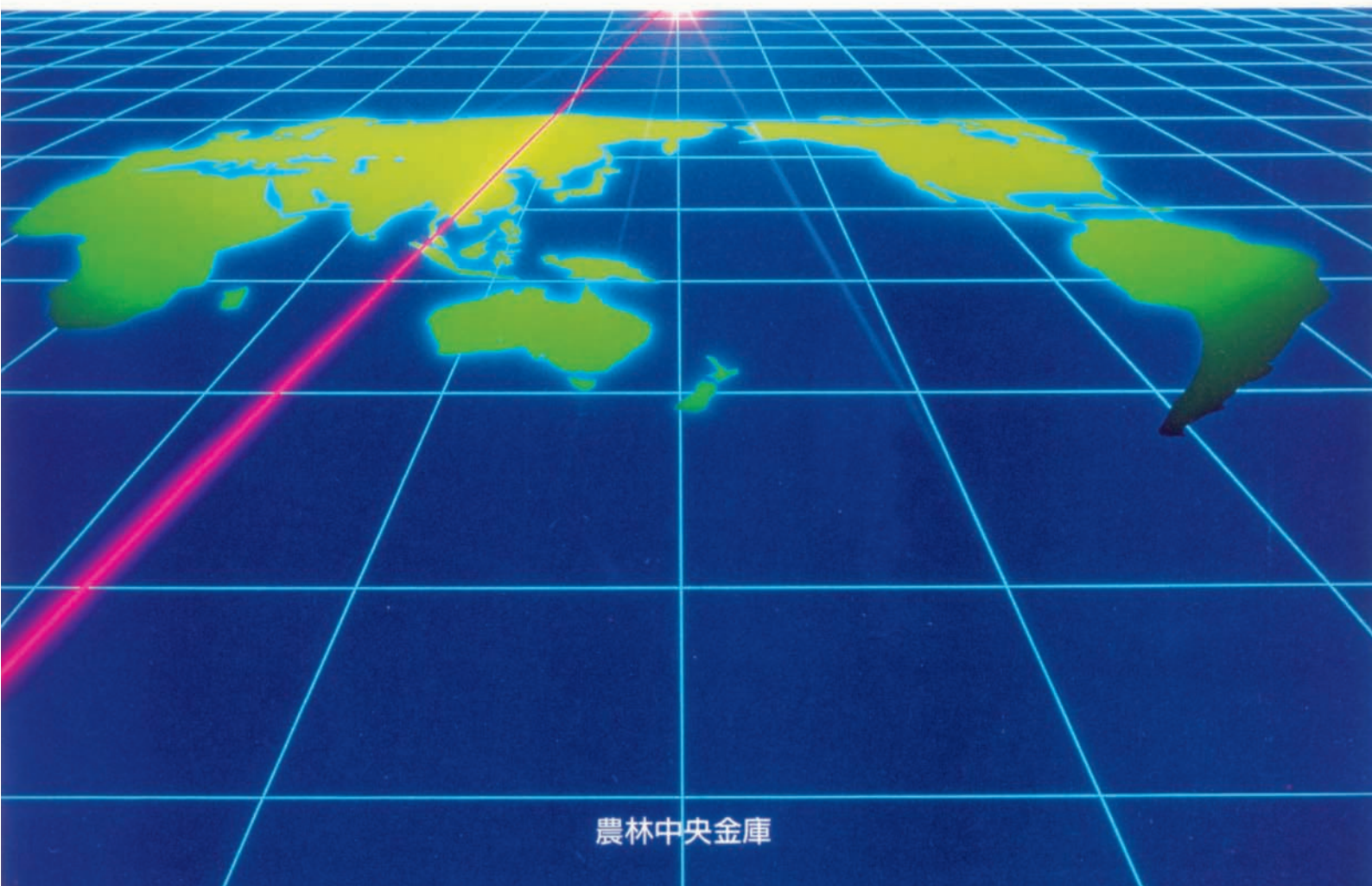
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2009 **2** FEBRUARY

環境変化と金融対応

- 高齢化の進行と金融機関
- 地域金融機関における住宅ローン推進の現状と課題
- グローバル金融危機と金融監督



雇用の安定と日本の再生 ——若い人々が希望の持てる国づくり——

21世紀に入り、世界的なITバブル崩壊と不良債権処理の加速が重なるなかで起こった企業の経営体力の喪失や信用不安の高まりは、雇用の非正規化・流動化の流れを一段と強めることとなった。パートやアルバイト、契約・派遣社員などの非正規雇用者は増加をたどり、雇用者数全体に占める割合は97年から07年に約10%上昇して35%を超えた。35歳未満の若い年齢層でも、非正規雇用者の割合は21%から33%へ上昇してきた。

米国経済が住宅バブルを駆け上がり過剰消費やテロ戦争の資材装備の費消の代金が世界にばら撒かれるなかで、わが国に「外需主導」、他国依存の景気回復をもたらした。これにより数年の間、失業率などの雇用指標は統計上改善傾向を歩んだ。「プレカリオ(イタリア語で不安定)」と「プロレタリアート」を合わせた「プレカリアート(不安定を強制された労働者)」という言葉も造られたが、景気回復は時間と場所、賃金などを選ばなければ生存の最低条件は確保されるだろうという思い違いをもたらし、我々日本社会が「不安定化した雇用」の問題に真剣に向き合う態度を弱めたのではなかろうか。

しかし、世界同時不況は、日本社会が抱え込んだ「不安定化した雇用」の問題の大きさと深さを露わにしている。急な雇止め等により、今日の食事と寝る場所の確保さえもおぼつかない人々の姿が日々報道され、そのような「絶対的貧困」問題に誰もが直面するかもしれないという、日本社会の危うさを意識した人は少なくないはずだ。なかでも、20～30歳代の将来を担う若い年齢層で今回の雇用悪化に直面している人々が多い現実には、胸が痛む。過去10年の非正規雇用の増大の動きのなかで、若い彼らのなかに齢を重ねながら雇用と所得を安定化させ、住まいを確保し家族生活も営んで行くという人生の形が見えなくなっている人々が数多くいる。彼らはロスト・ジェネレーションとも言われるが、日本社会は、自己責任というには余りにも若い人々の将来を軽く扱うようになってしまった。

人口減少社会に突入した日本において人的資源を粗末に扱うことはあってはならない。グローバル経済化とポスト工業社会の流れは止めようが無い以上、教育・労働政策がこれまで以上に資源と資金を投入し、世界を見据えた人材の能力形成をはかり、成長力の引き上げに結び付けることが大事である。ただし、短期的には若年層を主な対象者に、官公セクターが中心になりワークシェアリングを採用し、雇用を分かち合うことは緊急避難的な対応策として必要だ。また、正規雇用者の既得権見直しも求められるかもしれないが、同一労働・同一待遇の考え方に基づく非正規雇用者の法的な不平等の是正も急務であり、社会安定にも資すると思われる。

そして、不安定な雇用社会のバッファーとして、農林水産業と地方の役割をもう一度活かすことに知恵をしばろう。必要な職業教育の実施と財政資金の投入をはかりながら、農林水産業やその周辺に従事する若い人材が増加することは、日本社会の再生と幸福度向上にとって必須である。

(株)農林中金総合研究所 調査第二部長 渡部喜智・わたなべのぶとも

今月のテーマ

環境変化と金融対応

雇用の安定と日本の再生

今月の窓

—若い人々が希望の持てる国づくり—

(株)農林中金総合研究所 調査第二部長 渡部喜智

高齢化の進行と金融機関

田口さつき — 2

地域金融機関における住宅ローン推進の現状と課題

木村俊文 — 14

危機克服後の新たな枠組みの方向を探る

グローバル金融危機と金融監督

鈴木 博 — 26

日本の協同組合金融に感銘

談話室

中国農業大学経済管理学院金融学部主任,農村金融・投資研究

センター主任,教授 何 広文(He Guangwen) — 24

本棚

蔦谷栄一 著

『食と農と環境をつなぐ—農業・農村 そして暮らしのスケッチ—』

(株)協同セミナー監査役 小松孝宏 — 13

統計資料 — 40

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

高齢化の進行と金融機関

〔要 旨〕

- 1 高齢化の進行に伴い、金融機関の経営戦略において、高齢の顧客の重要性が高まっており、年金関連のサービスなど高齢者向けの金融サービスの競争が激化している。こうした状況下、高齢の顧客と金融取引を継続していく上で、高齢者の経済的状況やニーズに基づいた適切なサービスを提供することが欠かせない。
- 2 高齢者の保有する金融資産を老後の生活の資金源として捉えた場合、とりあえず、老後の生活の目処が立っていると考えられる層は、60～69歳の世帯で約4割（約408万世帯）、70歳以上の世帯で約5割（約201万世帯）にとどまる。
- 3 「公的年金」は多くの高齢者にとって重要な収入源である。したがって、金融機関にとって年金関連のサービスを磐石にすることは、高齢者からの信頼獲得のための第一歩といえる。そのため、多くの金融機関が、年金受給口座の指定に対し、なんらかの優遇措置を講じている。また、年金の受給見込み者の囲い込みのため「年金相談」を行う金融機関が増えているが、適切な情報提供により信頼獲得につなげることが大切である。
- 4 なお、老後の生活資金の目処が立っている高齢者の中には資産運用に関心を持っている、あるいは潜在的に資産運用が可能な層が比較的多く、金融機関にとって資産運用サービス上の主要な顧客となっている。ただし、高齢の顧客に対しては、資産・負債の状況や老後の生活設計を十分踏まえて金融商品を販売することが重要である。また、購入後のフォローにも配慮すべきである。
- 5 今後、高齢化がさらに進行すると、高齢者が金融機関を利用する際に、新たな障害やトラブルなどが頻発する恐れがある。近年、バリアフリーや犯罪防止についての社会的な関心が高まり、金融機関もその取組みを進めているが、今後はさらに、認知症の顧客への対応が必要とみられる。

目次

はじめに

1 高齢化の現状と先行き

(1) 高齢化の進行

(2) 重要性を増す高齢の顧客

2 高齢者に関する分析

(1) 高齢者の経済的状況

(2) 高齢者の金融サービスへのニーズ

3 金融機関の高齢者向けサービスの現状

(1) 年金に関するサービス

(2) 高齢者向け資産運用サービス

4 社会的要請と今後の課題

(1) 高齢化社会における社会的要請

(2) 認知症の顧客への配慮

おわりに

はじめに

金融機関において、高齢層の顧客との関係を強化し、取引を拡大することの重要性が高まっている。これは、今後も高齢者が増加することが見込まれること、また高齢者が金融資産を比較的多く保有していることも理由として挙げられる。

ただし、金融機関にとって、高齢の顧客と取引を行う場合は様々な点に配慮しなければならない。例えば、高齢顧客の中で、老後の生活の資金源である金融資産が潤沢な層がどの程度存在しているのか、また個々の顧客にとってはどのような金融資産の管理が最も適切であるのか、ということなどを検討することは金融機関がサービスを提供する上で重要である。

また、高齢者が円滑に金融取引を行えるよう、支援する必要があるかもしれない。

本稿では、高齢化に備え、金融機関が直面する課題を幅広く検討していきたい。

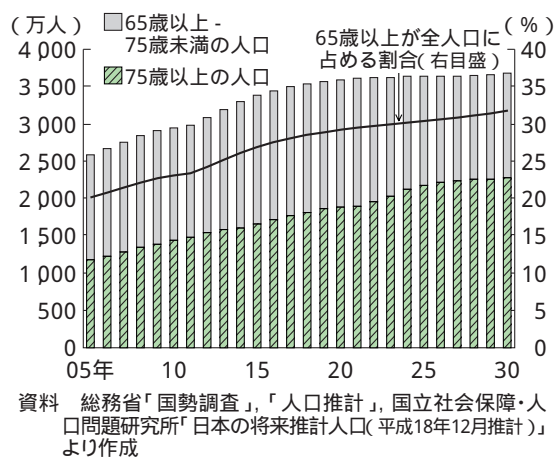
1 高齢化の現状と先行き

(1) 高齢化の進行

総務省の推計では、08年12月1日現在65歳以上の高齢者の人口は2,835万人となり、総人口に占める割合は22.2%に達した。また、75歳以上の高齢者も総人口の1割を超えた(第1図)。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」によると、65歳以上人口が全体に占める割合は

第1図 65歳以上の人口の展望



2013年には25%を超え、23年には30%に到達する。また、2017年以降は75歳以上人口が65歳以上75歳未満人口を上回るなど、高齢化は新たな局面を迎えることになる。

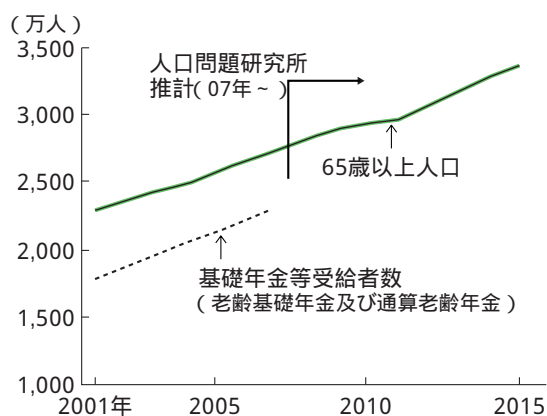
(2) 重要性を増す高齢の顧客

このように増え続ける高齢者に対し、金融機関は、関係強化を図ってきた。その成果は、すでに年金受給口座の増加という形で現れている。

その年金受給口座獲得の前提となる基礎年金等（老齢給付）の受給者数は、01年の約1,778万人から07年には約2,326万人へ増加している。「日本の将来推計人口」から今後の受給者の動向を考えると、2010年までには2,500万人に到達し、その後も一層の増加が見込まれる（第2図）。

また、第3図は、預金量上位の地方銀行^(注1)における年金受給口座数を、同じく安定的な資金源である給与振込口座数との対比で表したもののだが、概ね右肩上がりであり、年金受給口座が徐々に存在感を高めている

第2図 年金受給者数の推移



資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、社会保険庁「社会保険事業状況」より作成

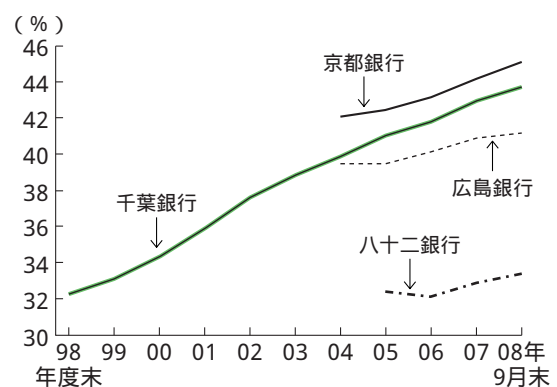
のがわかる。賃金抑制や若年層の減少で給与振込等による資金流入が先細ることが懸念されているなか、安定的な資金源として年金受給口座の重要性が増している。

また、年金受給口座の獲得は、振込みや公共料金の引き落としなど他の取引を誘発するという付随効果も期待されている。さらに年金受給世代は退職金などの資産運用として金融商品の販売も期待できる。このような状況を踏まえ、金融機関は年金関連のサービスに積極的に取り組んできたのである。

最近では、年金関連のサービスに加え、リバースモーゲージ、遺言信託など、高齢者の実物資産を含めた資産活用に関連した金融サービスにも参入する金融機関も増えている。さらに、高齢者のニーズを汲み取り、新しい金融サービスを提供することを模索するなど、高齢の顧客との関係強化に励む金融機関も少なくない。

このような高齢者への金融サービスの質を高めていくためには、高齢者の経済的状況を十分把握し、ニーズに基づいた適切な

第3図 年金受給口座の動向(対給与振込口座)



資料 千葉銀行、八十二銀行、広島銀行、京都銀行の会社説明会資料、ディスクロージャー誌などより作成

サービスを提供することが欠かせない。以下では、いくつかの資料を基に高齢者の現状について見ていきたい。

(注1) メガバンクは、年金受給口座数および給与振込口座数を開示していないため、分析できなかった。

2 高齢者に関する分析

(1) 高齢者の経済的状況

06年の内閣府「国民生活白書」によれば、高齢者世帯において、支出が収入を上回り「赤字」となる結果、貯蓄を取り崩す額は、世帯主が60歳代前半の世帯で月4.3万円（年換算：51.2万円）、60歳代後半の世帯で7.4万円（同：89.1万円）、70歳以上の世帯で6.2万円（同：74.8万円）となっている（第1表）。

07年の簡易生命表における男性の平均余命に基づき（60歳で22.5歳、70歳で14.8歳）、今後物価変動がないとの仮定の下で、「平均余命に相当する期間の生活をまかなうのに必要な貯蓄額」（以下「必要貯蓄額」という）を前述の赤字額から試算すると、60歳

第1表 高齢世帯主年齢別の貯蓄取り崩し額

(単位 万円, %)

	実収入 (月間)	うち公的 年金が占 める割合	赤字分:貯蓄 取り崩し分	
			月間	年換算値
60～64歳	32.5	(24.6)	4.3	(51.2)
65～69歳	24.1	(57.3)	7.4	(89.1)
70歳以上	21.3	(75.3)	6.2	(74.8)

資料 内閣府「国民生活白書」(2006),115ページより作成
(注) 同白書では集計法などについて以下の備考が付されている。

1 総務省「全国消費実態調査」(05年)を特別集計

2 世帯主年齢別の月間実収入に占める各費目の割合

3 赤字分=実収入-(消費支出+非消費支出)

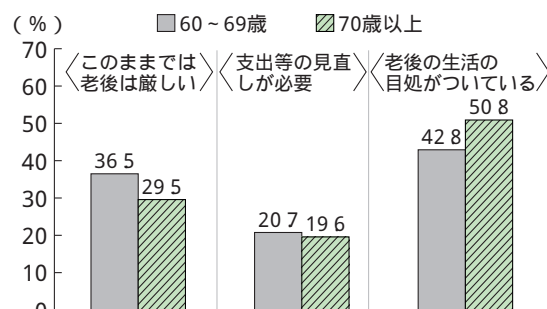
4 対象は、二人以上の世帯のうち勤労世帯及び無職世帯

時点では約1,640万円、70歳時点では約1,110万円となる。^(注2)当然のことだが、妻の平均余命を基準にした場合は、必要貯蓄額はさらに大きくなる。また、不測の事態を考慮すると、世帯主が60歳時点で「負債額を除いた貯蓄額」(以下「純貯蓄額」という)が2,000万円以上、70歳時点で1,500万円以上であれば、とりあえず、老後の生活の目処が立っていると考えていいだろう。

一方、総務省「家計調査年報《貯蓄・負債編》」(07年)によると、前述の必要貯蓄額を上回る純貯蓄額があるのは、世帯主の年齢が60～69歳の世帯で約4割(約408万世帯)、70歳以上の世帯で約5割(約201万世帯)^(注3)である(第4図)。

さらに支出等の見直しで老後の生活に目処が立つとみられる層は、世帯主の年齢が60～69歳の世帯、70歳以上の世帯ともに約2割(それぞれ、約197万世帯、約78万世帯)^(注4)にとどまる。残りの層(60～69歳の世帯で約4割、70歳以上の世帯で約3割)においては、負債の整理、支出の抑制や年金以外の収入の確保などを行う必要があるが、現実にはそれらを実行するのは容易ではないた

第4図 純貯蓄額別の世帯分布



資料 総務省「家計調査年報《貯蓄・負債編》(07年)」より作成

め、厳しい老後の生活が予想される。^(注5)

(注2) 計算式は以下のとおり。

60歳時点：必要貯蓄額 = 51.2万円 × 5年 + 89.1万円 × 5年 + 74.8万円 × (平均余命：22.5年 - 10年)

70歳時点：必要貯蓄額 = 74.8万円 × (平均余命：14.8年)

(注3) 純貯蓄額が60～69歳の世帯で2,000万円以上、70歳以上の世帯で1,500万円以上とした。

(注4) 最低でも必要貯蓄額の6割程度は確保できていることを条件に純貯蓄額が60～69歳の世帯で1,000万円以上2,000万円未満、70歳以上の世帯で700万円以上1,500万円未満とした。

(注5) 純貯蓄額がマイナスの世帯は、60～69歳の世帯で7.7%、70歳以上の世帯で3.3%あり、経済的な自立は困難な層と思われる。

(2) 高齢者の金融サービスへのニーズ

次に、高齢者が求める金融サービスについて見てみよう。金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(07年)によると、「金融機関の選択基準」の60歳以上層の回答として、「近所に店舗やATMがあるから」、「経営が健全で信用できるから」が他の年齢層と同様に上位2位を占める(第2表)。これらに加えて、高齢者は「勧誘員が熱心で印象が良いから」、「金融アドバイザーとしての相談窓口が充実して

いるから」という回答が比較的高く、職員の対応や相談機能を重視する傾向にある。

第1表で示されるように「公的年金」は高齢者の重要な収入源であるだけに、金融機関が提供する高齢者向けのサービスのうち、年金受給に関するサービスは、最も高齢者の生活に直結し、ニーズも高い。そのため、年金関連のサービスを磐石にすることは、高齢者からの信頼獲得のための第一歩といえる。後述するが、高齢者との取引を強化する切り口として年金相談を重点的に行う金融機関も多い。

なお、金融資産について、高齢者は、安全性志向が強いことが各種調査結果からうかがえる。例えば、前述の調査によると、「今後の金融資産の保有希望(複数回答)」について、60歳代、70歳以上ともに、「保有希望はない」が上位にくるほか、「預貯金(除郵便貯金)」、「郵便貯金(除簡保)」とする回答が多く、元本割れリスクの低い安全資産へのニーズは高い(第3表)。

一方で、高齢者の中には、リスクの高い金融商品などの資産運用を志向している人

第2表 金融機関の選択理由(3つまでの複数回答)

(単位 %)

	あるから 近所に店舗やA T Mが	経営が健全で信用でき るから	店舗網が全国的に展開 されているから	機関より割安だから 各種手数料が他の金融	土日に営業しているか 営業時間が長かったり、	充実しているから サービス・取引などが インターネットによる	良いから 勧誘員が熱心で印象が	金融アドバイザーとし ての相談窓口が充実し ているから	商品販売しているか より収益性の高い金融	富で選択の幅が広い 金融商品の品揃えが豊
全体	76.8	34.1	23.5	9.5	7.8	5.8	4.0	3.3	2.9	2.7
60歳代	75.1	36.8	22.2	8.3	7.9	2.9	5.5	4.6	3.1	3.7
70歳以上	69.0	43.8	23.7	3.6	3.6	0.4	4.5	5.1	4.0	4.9

資料 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」(07年調査)より作成

(注) 「その他」を除き、全体での上位10回答を表示

第3表 今後の金融商品の保有希望(複数回答)

< 60歳代 >			< 70歳以上 >		
			(単位 %)		
1	預貯金 (郵便貯金を除く)	42.2	1	保有希望はない	37.3
2	保有希望はない	31.7	2	預貯金 (郵便貯金を除く)	37.0
3	郵便貯金 (簡保は除く)	21.0	3	郵便貯金 (簡保は除く)	18.8
4	株式	11.0	4	公共債 (国債など)	7.4
5	株式投資信託	7.2	5	株式	6.9

資料 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」
(07年調査)より作成
(注) 上位5回答のみ表示

も少なくない。このことは、60歳代において、株式や株式投資信託の回答割合がそれぞれ11.0%、7.2%と、全体(それぞれ9.1%、5.3%)より高いことから示される(第3表)。前述の金融機関の選択基準に対しても、「より収益性の高い金融商品を販売しているから」、「金融商品の品揃えが豊富で選択の幅が広いから」という資産運用に関する項目も比較的高く、高齢者の中で生活に余裕のある層の関心が反映されているとみられる(第2表)。

以上のような高齢者の経済的状況、金融サービスへのニーズを認識した上で、以下では、金融機関が高齢者向けに提供している代表的なサービスである「年金に関するサービス」、「資産運用サービス」について見ていきたい。

3 金融機関の高齢者向けサービスの現状

(1) 年金に関するサービス

第4表によれば、メガバンク、地銀、第

2地銀の約9割が年金受給口座の指定に対し、なんらかの優遇措置を講じていることが見てとれる。業態別に見ると、規模が小さい金融機関ほど、優遇措置をしている割合が高い。また、各金融機関の資料などによると小規模金融機関ほど比較的早い時期から優遇措置を行っている傾向にある。

これらの優遇措置の中で最も多いのが、定期預金などの「金利の上乗せ」で、対象とした金融機関の7割程度が採用している。

また、年金受給口座の指定を自動的に「(特典)ポイントに換算」するサービスを行っている銀行は約5割である。年金受給口座指定や預金の額などの取引をポイントに換算し、その合計ポイントごとに特典を変化させることにより、顧客との取引深耕を図っている。なお、この「特典ポイント制」は、第5図のように給与振込口座の指定や住宅ローン借入れなども同じようにポイント換算され、年金受給者だけでなく幅広い世代が対象となっている。

これに対し、「年金友の会」といった信金や農協などの協同組織金融機関などに多

第4表 対年金受給口座指定顧客向け優遇

(単位 行, %)

	金融機関数	なんらかの年金受給者向けサービスがある	預金金利上乗せ		
			特典ポイント制	会員制	
メガバンク	3	1	-	1	-
地銀	64	59	43	35	19
第2地銀	45	42	34	15	8
計	112	102	77	51	27
割合	100.0	91.1	68.8	45.5	24.1

資料 農中総研調べ
(注) 1 08年12月時点
2 , , は重複あり

第5図 特典ポイント制<イメージ>

<取引とポイント>

対象となる取引	ポイント数
年金自動受取	50
給与振込	50
公共料金自動支払	10
ローンの取引	
預り資産の取引	
その他	

各ポイントを合計し、特典へ

<特典の内容>

	必要ポイント(合計)			
	50～90	100～		-----
ローン金利の優遇	基準金利より 0.4%優遇	基準金利より0.8%優遇		
手数料	ATM時間外手数料			
定期預金金利の 優遇	金利+0.2% 上乗せ	金利+0.3% 上乗せ	金利+0.4%上乗せ	
旅行提携割引	10%引き	20%引き	30%引き	35%引き
その他				

資料 各地域銀行ホームページを参考に作成

く見られる会員制の組織をつくっている銀行は約2割にとどまる。多くの場合、年金受給口座の指定をした顧客に自動的に会員資格が付与される。会員になることで、誕生日プレゼント、シニア情報誌、旅行のお知らせ(顧客負担)、各種優待サービスや医療、介護の電話相談サービスなどの特典が得られる。ちなみに、年会費は無料となっている。なお、会員制とポイント制の両方を採用しているのは、調査対象銀行のうち、15行に過ぎない。

このような優遇措置は、他金融機関への年金受給口座の変更防止や年金受給口座を指定している顧客との関係強化などを目的としていることは言うまでもない。

筆者の聞き取り調査によると、年金受給者が年金を受け取る金融機関を変更することは、ほとんどないという。これは、金融機関にとって、他金融機関からの年金受給口座の変更より、いかに早期に受給見込み

者を囲い込むかが重要であるということを示している。

そのため、受給見込み者に対して、積極的にアプローチする金融機関も多い。代表的なものが「年金相談」であり、調査対象銀行の約7割が行っている(第5表)。その形態は、特定日に相談者を集め行う年金相談会や予約などを通じ個別に相談を受ける例が多いが、なかには年金相談フリーダイヤルを設置する金融機関もある。

受給見込み者の関心は、年金が「いつから」「いくら」もらえるのかというものから、60歳を超えてからの働き方まで幅広い。

年金相談を行う金融機関にとっては、このような関心事に対して、適切に情報提供し、顧客の信頼(ひいては年金受給口座の指定)を得ることが非常に大切である。聞き取りをしたある金融機関においては、年金相談の利用者が年金受給口座を指定する割合は9割と極めて高かった。

また、年金受取予約サービスを提供する金融機関もある。これは、受給見込み者からの年金受給口座の指定予約に対し、「手

第5表 対年金受け取り見込み者向けサービス

(単位 行, %)

	金融機関数	年金相談を実施	年金受取予約サービスを実施
メガバンク	3	1	-
地銀	64	48	18
第2地銀	45	32	8
計	112	81	26
割合	100.0	72.3	23.2

資料 農中総研調べ

(注)1 08年12月時点

2 , は重複あり

続き時期到来のお知らせ」や「手続きの支援」など裁定請求のためのサービスを提供するものである。こうしたサービスを通じて、複雑な年金受給のための手続きを支援することで、顧客に安心感を与える効果があるものと思われる。

近年では、年金受給口座の指定獲得競争が激しくなっており、顧客への接触開始時期も前倒しになっている。そのようななか、年金受取予約サービスは、指定獲得の確度を高める方法の一つであろう。

（２）高齢者向け資産運用サービス

また、金融機関は、高齢者向けの資産運用サービスに関し、チャネルの整備などを着実にやっている。

まず、店舗については、ローカウンターや相談ブースといった、相談のためのスペースの設置が進んでいる。また、個人特化型店舗を展開する金融機関も多い。

さらに、預り資産業務推進の専担者の増員にも努めている。従業員に対して、ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士などの資格の取得を奨励することにより、年金から資産運用まで含めて老後の生活設計の相談を受けられる人材を育てようとしている金融機関もある。

前述の通り、高齢者の中には資産運用に関心を持っている、あるいは潜在的に資産運用が可能な層が比較的多く、資産運用サービスでの主要な顧客となっている。ただし、負債を除いた貯蓄が「老後の生活をまかなうには十分とはいえない」層も決して

少なくない。したがって、金融機関が、自らが把握する顧客の貯蓄額だけを見て金融商品の勧誘を行うことは、非常に危険である。

そのため、今後は一層、その相談内容の質を高めることが大切だ。プライバシーを守り、じっくりと保有の資産・負債の状況や老後の生活設計について顧客が話せる環境と関係をつくるが必要になってくると思われる。

もちろん、高齢者へのリスクの高い金融商品の販売に対しては、一定年齢以上の顧客への勧誘を原則として禁止したり、家族の同席や役席者との面接などの条件を課して、慎重に対応する金融機関もある。ただし、このような高齢者に対する販売時の対応強化だけではなく、購入後のフォローも考慮すべきだろう。これは、現在の金融商品保有顧客が高齢化することに伴い、より重要になってくると思われる。

リスクの高い金融商品については、現役世代と違い、高齢者は評価損を取り戻す機会を待つ時間はあまりない。それだけ予期せぬ損失にも過剰に反応する可能性があることには気をつけなければならない。

金融機関が「あらかじめ投信販売時にリスクについての説明をしっかり行う」、「市場の急変時に顧客への情報提供を行う」など、小まめに対応することは重要である。

そのためには、金融商品の販売額や手数料収入だけではなく、保有期間等を経営指標として把握し、顧客の生活設計に役立っていたかを事後検証するなどにより、長期

的視点でのつきあいを構築すべきだろう。

4 社会的要請と今後の課題

(1) 高齢化社会における社会的要請

高齢化がさらに進行するに従い、高齢者が金融機関を利用する際に、新たな障害やトラブルなどが頻発する恐れがある。以下では、高齢者が金融取引を円滑に進める上で何が必要かを考えてみたい。

内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(調査対象は全国の60歳以上の男女)における「日々の暮らしに関し社会として重点を置くべきもの(複数回答)」という設問への回答から、高齢者が潜在的に金融機関に求めているものがうかがえる(第6表)。

最新調査(04年)で特に目立ったのは、「高齢者の外出・利用に配慮した移動手段・公共交通の整備を含む高齢者に配慮した街づくりの推進」(28.1%)や、「高齢者に対する犯罪(窃盗、詐欺)の防止対策の推進」(20.1%)が、前回調査(99年)より大きく上昇したことである(は4.2%ポイント、は12.0%ポイント、それぞれ上昇)。このように、近年、バリアフリーや犯罪防止についての社会的な関心が高まっており、金融機関もそれについての取組みを進めている。

例えば、バリアフリーについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が06年に成立しており、高齢者等に配慮した施設の整備を促している。さらにソフト面につい

第6表 日々の暮らしに関し社会として重点を置くべきもの(複数回答)

(単位 %)

	2004年	1999年	前回差
老後を安心して生活できるような収入の保障	52.6	48.6	4.0
介護サービスが必要な時に利用できる体制の整備	33.8	42.6	8.8
高齢者の体が不自由になっても生活できる住宅の整備	28.2	27.2	1.0
高齢者の外出・利用に配慮した移動手段・公共交通の整備を含む高齢者に配慮した街づくりの推進	28.1	23.9	4.2
高齢者の各種相談について身近に対応してくれる相談体制の整備	22.4	22.5	0.1
高齢者が慣れ親しんできた習慣・言葉・制度・環境などに配慮した社会づくり	20.9	18.4	2.5
高齢者に対する犯罪(窃盗、詐欺)の防止対策の推進	20.1	8.1	12.0
老後を健康で生きがいを持って生活するための多様なスポーツ、趣味、文化活動などの普及と情報提供	14.0	16.1	2.1
体が不自由になっても、残存機能を利用し自立して生活できるような高齢者用の用具や器具の開発・普及	11.4	14.1	2.7
若い世代との同居が可能となる住宅の整備	7.2	9.9	2.7
高齢者が利用しやすく安全性を確保した製品の開発	6.4	6.9	0.5
成年後見制度や虐待防止などの高齢者の権利擁護の推進	2.2	1.6	0.6
高齢者の嗜好に応じた衣服、おしゃれができるような多様な製品の販売	1.7	2.3	0.6
その他	1.4	1.9	0.5
無回答	3.8	4.2	0.4

資料 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」より作成

ても06年に全国銀行協会が「銀行におけるバリアフリーハンドブック」を作成するなど、その理念は着実に浸透し始めている。

また、犯罪防止についても、「振り込め詐欺」が社会問題化し、08年には「振り込め詐欺救済法」が施行されたことが記憶に新しい。振り込め詐欺は、被害者の多くが高齢者でその被害額は高額であること、

現金自動預払機（ATM）など顧客の利便性向上のための設備を悪用しているため、その防止に際し利便性を損ないかねない、という点で悪質なものである。

バリアフリーや振り込め詐欺防止に対し、これまで金融機関は、職員の意識改革や店舗の改善など多方面にわたる取組みを行ってきた。この取組みを通じて、顧客に身近で接している職員から、バリアフリーや振り込め詐欺防止などに関する改善のアイディアが出されることが多いことがわかってきた。そのため、一層の取組み強化のためには、従来以上に現場の声が本部に届くような態勢、仕組みや職員意識の変化も必要とされよう。

こうした取組みは金融機関の業績に直接結びつくものではなく、むしろ多くの費用と時間を必要とする場合がある。しかし、高齢者が切に望むことについて真剣に対応すれば、高齢者からの信頼を増すことにつながる。また、高齢者のかかえる問題に対処することが、幅広い顧客の利便性を高めることにつながることも少なくないため、長期的かつ着実な取組みが求められる。

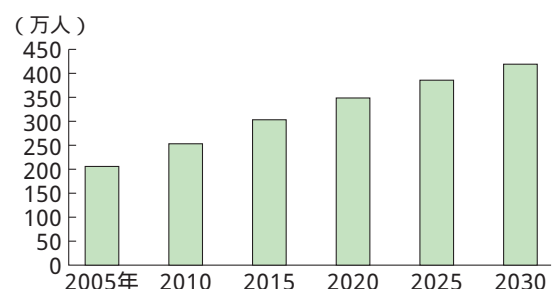
（2）認知症の顧客への配慮

最後に、まだ高齢者自身も十分に認識していないが、今後の課題となることとして、認知症の顧客への対応を挙げたい。認知症は加齢に伴い発症率が高まる病気の一つであり、厚生労働省研究班の推計によると、認知症高齢者数は05年の約205万人から2020年には348万人に増加することが見込まれている（第6図）。

認知症の顧客は、ATMの操作ができなくなるなど、日常の金融取引に支障をきたす恐れがある。また、金融資産の管理・保全も自身で判断できなくなっていく可能性がある。例えば、リスクの高い金融商品が大幅な変動をした場合、意思決定はどうするのか、といった問題が生じる。このように認知症の顧客との対応で想起される問題は、顧客自身だけでなく、金融機関にとっても顧客と円滑な取引を行えなくなるという点で軽視できないものである。

すでに高齢者の記憶力・判断能力の低下を補うために後見人を立てるという「成年後見制度」が整えられている。しかし、「成年後見制度の存在が、福祉関係者をは

第6図 認知症患者数の推移(推計)



資料 厚生労働省研究班『「精神科救急医療、特に身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」分担研究報告書』

じめ、一般にあまり知られていない」、「後見人を指定するまでの手続きが大変という認識が強い」など様々な理由で十分に機能しているとは言い難い。

実際問題として、認知症の顧客の資産の管理については、金融機関だけでは対応が難しく、社会を挙げて取り組むことが求められる。例えば、認知症の発症が早期発見され、認知症高齢者の判断能力が清明なうちに資産管理についての考えを明示する環境づくりが急がれるが、そのためには、後見人制度自体やその運用方法の見直しなどが必要になると思われる。金融機関には、予想される問題を早期に提起し、社会を挙げた取組みを促すことを期待したい。

おわりに

本稿では、高齢者の経済的状況やニーズについての分析を踏まえ、高齢化社会における金融機関が取り組むべき課題について検討してきた。

これを通じ、老後の生活の安定の一助となる金融サービスを提供することが非常に大切だということがわかった。そのためには、高齢者の資産・負債や老後の生活設計を踏まえ、サービスを提供することは重要である。また、年金受給口座の指定や金融

商品の販売などの取引が成立した後もアフターフォローを心がけ、長期的視点でのつきあいを構築すべきであろう。

さらに、高齢者との取引を円滑に行うために特別な配慮も必要となってくる。バリアフリーや高齢者に対する犯罪の防止などの社会的な要請において金融機関も対応すべき領域が拡大していることは注意すべきだろう。金融機関は、高齢化に対応した組織づくりや職員の意識の変化を進めなければならない。

ただし、認知症の顧客の資産管理などのように、金融機関だけでは、高齢化に伴って生じる問題に対応できない場合もでてくるとみられる。今後は、このような予見される困難に対しても焦点を当て、社会を挙げて議論していくべきと考える。

<参考文献>

- ・金融広報中央委員会（2007）「家計の金融行動に関する世論調査」
- ・厚生労働省研究班（2008）「総合病院型認知症疾患センターに求められている機能について」『精神科救急医療，特に身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究』分担研究報告書』
- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成06年12月推計）」
- ・総務省（2007）「家計調査年報《貯蓄・負債編》」
- ・内閣府（2004）「高齢者の日常生活に関する意識調査」
- ・内閣府（2006）「国民生活白書」
- ・『日本経済新聞』2006年10月14日地方経済面

（主事研究員 田口さつき・たぐちさつき）



—農業・農村 そして暮らしのスケッチ—』

テーマの多様性という観点から項目立てを概観すると、農政・WTO、食料需給・食料自給率、担い手・農業、環境・地域循環、地産地消・食・消費、農業体験・都市農村交流、協同組合・金融、暮らし・地域・文化、海外の食・農・暮らしの大きく9項目に及んでおり、

地域金融機関における 住宅ローン推進の現状と課題

〔要 旨〕

- 1 新設住宅着工は、改正建築基準法の施行に伴い07年7月以降大幅に減少した。しかし、法施行による混乱が収束しても、住宅購入意欲が減退したこともあり、落ち込む以前の水準には戻っていない。金融危機により世界規模で景気が大きく後退するなか、雇用不安などの高まりにより消費者マインドが一段と悪化していることから、当面は住宅需要の停滞が続く可能性がある。
- 2 住宅ローン残高は、01年度末の184兆円をピークに減少が続いている。住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）が一般個人向け直接融資から撤退したことに伴って堅調に住宅ローン残高を伸ばしてきた民間金融機関も、その要因がすでに一巡しており、最近は景気後退や住宅需要の減退もあり、新規貸出の伸びが鈍化している。
- 3 こうしたなか、いくつかの地域金融機関を訪問してみると、個人ローン分野においては今後も住宅ローンを主軸に推進していくとの回答が多い。こうした金融機関の多くは、住宅ローンの伸びが期待できる他地域への進出や借り換え推進、住宅取得見込客の組織化、顧客本位の丁寧な審査対応、顧客との継続的な関係強化など、自行の強みを生かした戦略的な取組みを行っている。
- 4 住宅ローン市場の縮小傾向が続くとの想定の下、金融機関における住宅ローン推進の取組方向を考えると、課題となるのは効率的なローン獲得や収益力の増強であろう。そのためには情報技術（IT）の活用を図るほか、住宅ローンという長期的な取引の特性を生かして、他のローン借入やクレジットカード、保険などの幅広い金融取引につなげていくことが大切である。

目 次

はじめに

1 住宅着工と住宅購入意欲の動向

- (1) 弱い動きが続く住宅着工
- (2) 住宅購入意欲の低迷続く

2 住宅ローン市場の動向

- (1) 縮小する住宅ローン残高
- (2) 民間金融機関のシェア拡大
- (3) 民間への資金シフトが一服

3 住宅ローン推進の現状

- (1) 基本的な推進方法
- (2) 最近の特徴的な取組み

4 住宅ローン推進上の課題

- (1) 情報技術（IT）の活用
- (2) 家計メイン化の強化

おわりに

はじめに

わが国の民間金融機関は、バブル崩壊後に企業向け貸出が長らく減少し続けたなかで、リスク分散や収益性確保などの観点から、住宅ローンや預かり資産を中心とした個人向け金融（リテール）業務に積極的に取り組んできた。

しかし、リテール業務の中心となる住宅ローンを取り巻く環境は大きく変化している。後述のとおり、すでに住宅購入意欲は減退しており、最近の雇用・所得環境の悪化は住宅需要をさらに下押しする可能性が否定できない。

本稿では、近年の住宅販売やローン利用の動向を概観した後、地域金融機関の実践事例をもとに住宅ローン推進の現状を紹介するとともに、当面の課題や今後の展望について考察する。

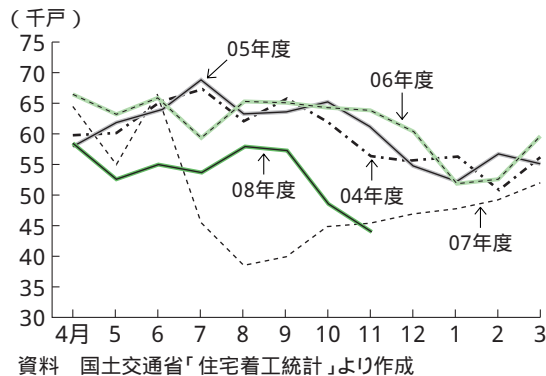
1 住宅着工と住宅購入意欲の動向

(1) 弱い動きが続く住宅着工

住宅ローン推進の主対象となる新設住宅の動向を見てみよう。国土交通省「住宅着工統計」は、利用目的別に 自己住宅の建築である「持家」、完成後の販売を目的とする「分譲住宅」、賃貸に供することを目的とする「貸家」、社宅等の「給与住宅」に分けられるが、このうち個人向けの住宅ローンの直接的な対象となるのは「持家＋分譲住宅」である。

この「持家＋分譲住宅」の新設着工戸数は、07年6月に施行された改正建築基準法の影響で07年度後半に大きく落ち込んだが、08年度入りした後も依然として月間6万戸を下回る低水準で推移している。08年度上半期（4月～9月）合計では33.4万戸となり、前年同期比8.1%の増加となったが、過去5年間を比較してみると、07年度

第1図 住宅着工戸数(持家+分譲)の推移



上半期の30.9万戸に次いで2番目に低い水準である。

建築確認申請にかかる事務上の混乱が基本的に解消したと思われる現在でも、落ち込む以前の水準には戻っておらず、冴えない状況が続いている(第1図)。地域別では、47都道府県のうち17の道府県で上半期の「持家+分譲住宅」が前年を下回っており、地方圏では落ち込んだままの地域もある。

(2) 住宅購入意欲の低迷続く

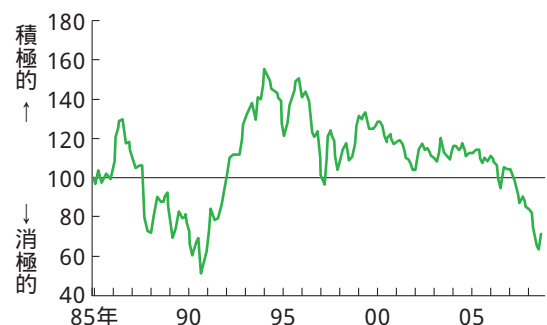
前述した法改正に伴う一時的な混乱が解消されれば、住宅着工は元の水準に回復し、新築マンションなど分譲住宅の販売にも活気が戻るとの期待があったが、現実にはそのようにはなっていない。むしろ、ここ数年の地価上昇に加え、鋼材やコンクリートなど建築資材が上昇したことから、販売される住宅に割高感が出たため購入希望者の購買意欲が減退するという、より深刻な問題が発生している。

「消費者心理調査」(日本リサーチ総研)において不動産購入意欲を示す「不動産購買態度指数」は、60~70台とバブル崩壊時

の91年以来の低水準となっており、回復はだいぶ先になると思われる(第2図)。

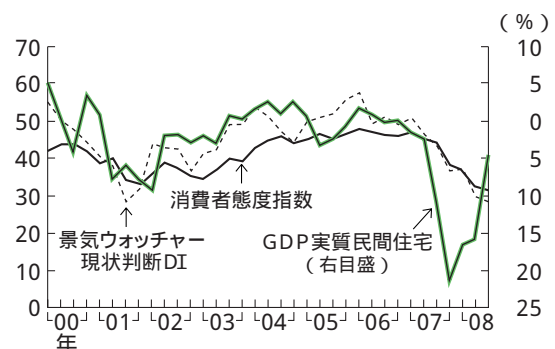
また、消費者マインドも大きく悪化しており、住宅投資に悪影響を及ぼすことが懸念される。第3図は、内閣府の景気ウォッチャー調査・現状判断DIおよび消費者態度指数という消費者マインドを示す代表的な2指標とGDP統計の実質民間住宅(以下「GDP民間住宅」という)の動きを示したものである。これらの動きを長期的に見ると、07年に改正建築基準法の影響を受けGDP民

第2図 不動産購買態度指数の推移



(注) 不動産購買態度指数とは、「今後1年間で不動産を買うのに良い時が悪い時か」について、「良い」「やや良い」「やや悪い」「悪い」の回答の構成比を指数化したもの。「良い」「やや良い」と「やや悪い」「悪い」の構成比が同じ時に100となる。

第3図 消費者マインドと住宅投資の動向



(注) 1 四半期データ
2 GDP実質民間住宅は前年同期比

間住宅が急減した時期を除けば、景気循環と一致して変動しているように観察される。つまり、景気回復期には消費者マインドと住宅投資がともに上昇し、後退期には低下するということである。

先行きについては、政府が08年12月に打ち出した雇用悪化や景気後退に対応するための「生活防衛のための緊急対策」などの経済対策に加えて、09年度の税制改正では「住宅ローン取得減税」が過去最高水準の減税規模に拡大する見込みであることから、住宅取得を促進させると期待される。

しかし、消費者マインドの冷え込みが厳しい状況下では、住宅投資の盛り上がりは期待しがたく、経済見通しの下方修正や金利先高感の後退による買い控えなどから停滞感がさらに強まる可能性がある。

こうした住宅市場の悪化は、当面の住宅ローンの低迷を意味する。日本銀行「主要銀行貸出動向アンケート調査（10月）」においても、住宅ローンの資金需要判断DIが4と前回7月調査から8ポイント悪化して再びマイナスに転じており、住宅ローン需要が鈍っていることを裏付けていると言

えよう（第4図）。

（注）寿命が長い「長期優良住宅」を11年末までに新築し入居した場合、所得税額から差し引ける金額は10年間で最大600万円。一般住宅は同500万円に引き上げ。

2 住宅ローン市場の動向

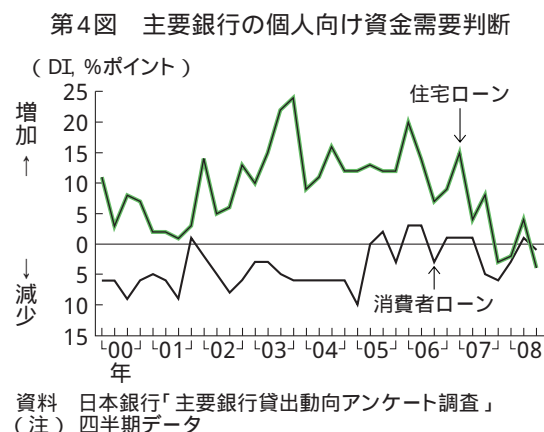
（1）縮小する住宅ローン残高

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫、以下「住宅機構」という）の公表資料によれば、公的金融機関と民間金融機関を合わせた07年度末の住宅ローン残高は178.7兆円であり、このうち民間金融機関が136.5兆円、公的金融機関が42.2兆円となっている。また、07年度末の新規貸出額は19.3兆円であり、うち民間金融機関が18.1兆円、公的金融機関が1.1兆円となっている。

住宅ローン残高は01年度末の184.3兆円をピークにすでに減少局面に入っており、残高規模が緩やかに縮小している。また、新規貸出額も95年度末の36.4兆円をピークに減少傾向が続いており、07年度末は19.3兆円と92年度末以来15年ぶりに20兆円を下回った。

（2）民間金融機関のシェア拡大

住宅機構は、新たに独立行政法人として事業を開始した07年4月から直接融資を原則として廃止した。これに伴い住宅機構の貸出残高が減少することになるが、実際には住宅公庫廃止が決まった01年度から民間金融機関が直接融資削減分の獲得をねらってシェア拡大を図ったことにより既に民間



金融機関への資金シフトが起きていた。

2000年度末に68.3兆円あった住宅機構の住宅ローン残高は07年度末には35.1兆円（33.2兆円減少）とほぼ半減しており、一方で民間金融機関はこの間に33.1兆円増加して残高が137.3兆円となっている。住宅ローン残高の機関別構成比を見ると、97年度末では住宅機構が38.6%のシェアを占め、国内銀行の35.8%を上回っていた。しかし、住宅機構のシェアは99年度末に国内銀行を下回り、07年度末には21.2%にまで縮小した。一方、国内銀行は54.7%と過半を占めるまでシェアを拡大した。

新規貸出については、かつて94年度末には12.6兆円あった住宅機構の取り扱い分が07年度末には803億円と、実に157分の1に

まで大きく減少している。この結果、住宅機構の新規貸出におけるシェアは94年度末の44.6%から07年度末には0.4%に縮小した。一方、国内銀行は2000年度以降、急速にシェアを拡大し、07年度末には76.8%と圧倒的に大きなシェアを占めている（第5図）。

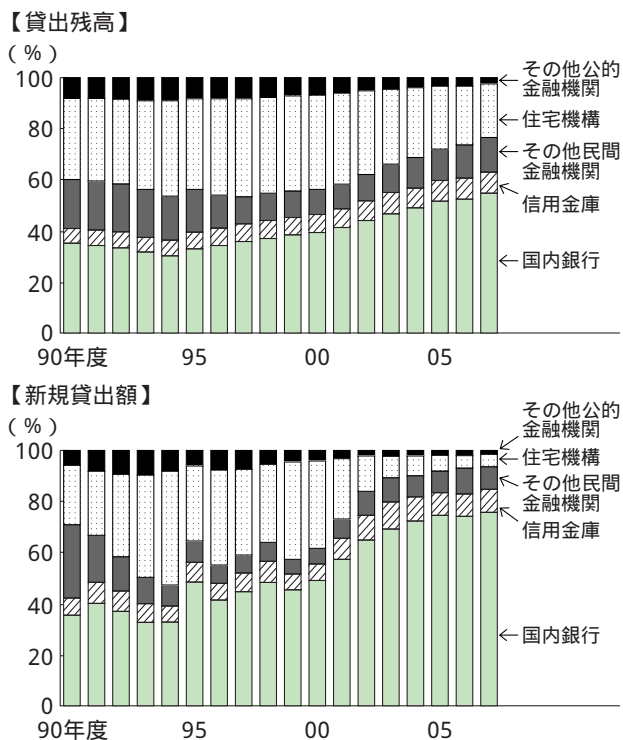
（3）民間への資金シフトが一服

このように新規貸出や借り換えとして、住宅機構など公的金融機関から民間金融機関へ少なからず住宅ローンのシフトが見られたが、直近ではこの動きにも一服感が見られる。とくに新規貸出については、同機構の直接融資の原則廃止に伴う資金シフトがすでに一巡しており、民間金融機関の取り扱い分は伸び悩んでいる。

日本銀行「預金・貸出関連統計」によれば、国内銀行・信用金庫の住宅ローン新規貸出額は、国内銀行のシェアが急拡大した01～03年度にかけて大きく伸びた。また、金利先高感が強まった06年度にも伸びが見られた。08年7～9月期は前年同期比＋1.3%の3.6兆円と、2四半期連続で増加したものの、前期の同＋8.5%から伸びが鈍化した（第6図）。国内銀行、信用金庫ともに同じ傾向を示しているが、国内銀行（前期：8.5%→今期：1.2%）の方が信用金庫（同10.4%→8.5%）よりも伸び鈍化が大きい。

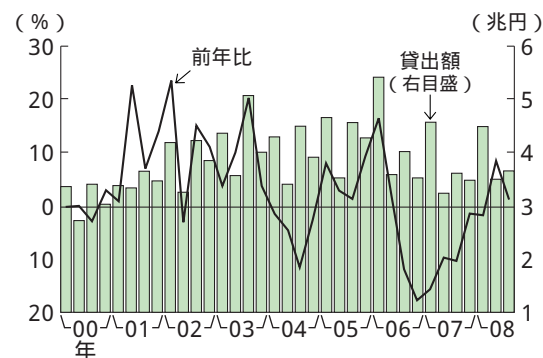
民間金融機関の住宅ローン新規貸出は、最近の景気後退を受けて雇用不安が高まり、住宅需要が減退していることから、さらに厳しくなる可能性がある。また、新規

第5図 住宅ローン貸出の機関別構成比



資料 住宅金融支援機構「住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高の推移」

第6図 国内銀行・信金の住宅ローン新規貸出額



資料 日本銀行「預金・貸出関連統計」より作成
(注) 四半期データ

貸出に占める民間金融機関の割合はすでに9割強に達しており、新規貸出市場の縮小を補うために他の金融機関からの借り換え推進を強化することとなれば、民間金融機関同士のシェア争いが一段と激しくなることも考えられる。

3 住宅ローン推進の現状

(1) 基本的な推進方法

住宅ローン市場の縮小傾向が続き、先行きも厳しい状況が予想されるなか、実際にいくつかの金融機関を訪問して聞いてみると、競争激化による利鞘縮小や景気悪化による延滞懸念などを挙げながらも、「個人ローン分野においては今後も住宅ローンを主軸に推進することに変わりはない」との回答が多い。

金融機関の基本的な住宅ローン推進は、住宅関連業者への営業から事務処理まで住宅ローンを専門的に扱う店舗である住宅ローンセンターを拠点として行われることが多い。当初の住宅ローンセンターは、ロー

ン借入者の金融機関選択において関与度が高い住宅関連業者とのやり取りを迅速化することに重点が置かれていたが、自分で情報収集する個人も多いことから最近ではローン借入者向けにも情報発信を行うセンターが増えている。このため、平日5時以降の窓口対応や土日に住宅ローン相談会を行うことも多い。

また、多くの金融機関では、住宅ローンの返済実績と債務者属性との相関を統計的に処理して債務者ごとの信用リスクを自動的に査定する「自動審査システム」を導入して、手続きの迅速化を図っている。

(2) 最近の特徴的な取組み

以下では、筆者の聞き取りに基づき、地域金融機関の特徴的な最近の動きを紹介しよう。

a 営業地域の拡大

近隣他県に住宅需要が見込まれる地域がある場合、そこを重点地域として進出する地銀も多い。こうした地銀は、地元地域での営業活動を手薄にするということではなく、営業基盤となる地域を拡大するという積極的な考え方に基いている。進出先の地域の住宅ローン金利が比較的高い場合には、金利競争を招くことにはなるものの、低金利を武器に住宅ローンを拡大させることが可能となる。

こうした地銀による営業地域の拡大は、全国どの地域でも見られるが、これには住宅ローンという商品の差別化が図りにく

く、金融機関のブランド力が発揮しづらい商品であるという特性も影響していると考えられる。

なかには、人口減少・少子高齢化を背景に都市部への人口集中が加速すると想定したり、道州制への移行などを見据えて、州都となりうるエリア、すなわち東京をはじめ札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡など、主要な都市圏において住宅ローン中心の店舗出店を進めている地銀もある。

b 借り換えニーズ対応

住宅ローン借入者は、住宅購入時点で最適と判断される金利や返済条件を選択するが、その後の金利動向や生活実態の変化などから返済条件を見直し、さらにより最適と思われる場合には他の金融機関へ借り換えを行うことになる。

住宅機構の「住宅ローン利用に関するアンケート調査（平成19年度）」によれば、ここ数年の住宅ローン利用のうち、変動型が約2割、全期間固定型が約3割、固定金利選択型（5年、10年など）が約5割となっている。このうち固定金利選択型では、当初特約期間が終了する時期に借り換えを推進するのが一般的である。しかし、どの金利タイプを選択するにしても、金利変動や生活実態の変化といったことは起きる可能性があり、当初想定以上に変化する場合もあることを考えれば、潜在的な借り換えニーズは一定程度存在すると言えよう。

現状では住宅機構からの借り換えが一巡したこともあり、借り換えが減少傾向にあ

るものの、金融機関によっては積極的に借り換え推進に取り組んでいるところもある。東北地方のある地銀では、08年度の下期から住宅ローンセンターと営業店とが連携し、分譲開始から3～7年経過したニュータウンなどを選定して戸別訪問をしている。残存返済期間や現在の家計状況、将来の生活見通しなどを聞きながら、提案書を作成し、話を進めるというものである。景気悪化や節約志向の高まりから「1000円でも、2000円でも返済額を少なくしたい」という要望が強く、関心は高いとのことである。

c 住宅取得見込客の組織化

住宅ローン借入の金融機関を決定する際、ローン商品が類似していれば金利条件が重要な基準であることは間違いない。住宅機構の「民間住宅ローン利用者の実態調査（平成20年度）」でも住宅ローンを選ぶ決め手のトップは金利の低さであり、3つまでの回答可とした回答数のうちの72.2%を占める。

しかし、金融機関側から見れば利鞘縮小につながる金利競争を避けたいのが本意であり、そのための方策の一つとして、顧客との長期的な関係構築を重視する観点から、住宅の新築・購入予定者向けに、各種情報を提供する会員組織の創設が注目され始めている。住宅の新築や購入は人生の大事業であり、会員組織に加入することにより家造りの考え方や資金計画、生活の将来設計など様々な情報入手や相談を受けられることは、顧客にとっても大きなメリット

である。

甲信越地方のある信用金庫では、新規貸出の伸びが鈍化したこともあり、住宅ローンにつながる情報収集を強化するために、以前から構想を練っていた住宅取得見込客の会員組織を08年度に発足させた。この会員組織は3年以内に住宅を新築・購入・建て替える予定の個人を対象とし、入会金や年会費は無料である。会員には住宅情報誌の提供や家造りセミナーへの招待のほか、税務相談、住宅ローン金利の優遇などの特典がある。この信用金庫では、500人程度の会員組織に育て上げ、年間150件程度の住宅ローン新規貸出につなげる考えである。住宅関連業者からも会員の紹介を受けるといった副次的効果もあり、発足から半年で180人弱に達している。

d 顧客本位の丁寧な審査対応

住宅ローン審査において、スコアリングモデルを活用した自動審査システムを導入している金融機関が多いことは先に述べたが、勤続年数や年収などのスコア不足により審査通過が困難な顧客がある程度発生することは避けられない。しかし、こうした顧客のなかから少しでも有望な顧客を取り込むことができれば、新規貸出を増やすことが可能となる。この点に着目して丁寧な審査対応を行っている金融機関もある。

関西地方のある地銀では、事前審査を通過できなかった顧客に対して、画一的に審査結果を回答するのではなく、審査を通すためにはどのような方法があるかを顧客の

立場で検討し提示している。それでも審査が通らない顧客も多いが、こうした顧客本位の親身な審査をすることにより、住宅関連業者や顧客からの満足度が高まり、次なる案件の獲得にも効果的だという。ただし、担当者が変わるとこうした丁寧な対応ができなくなる場合もあり、その点では人材育成が不可欠とのことである。地道な対応ではあるものの、他の金融機関との違いを際立たせるには有効な手段であると言えよう。

e 顧客との継続的な関係強化

どの金融機関でもよく耳にするのが、融資実行後には、金融機関の営業担当者が顧客と継続的に接触する機会が減っているということである。余裕があれば、住宅ローン取引のある顧客を年1回程度、定期的に訪問し、住宅だけでなく生活上の様々な話を聞くことができれば、顧客との長期的な関係構築を図りつつ、顧客ニーズに対応することで他の金融取引につながる可能性が高まる。また、顧客との継続的なやり取りが維持されていれば、顧客が他行へ借り換えを検討している時には、顧客側から相談が来ると考えられ、他行への借り換え防止策としても機能することだろう。

しかし、現実には営業担当者の人数に限りがあの上、預かり資産業務など担当する業務範囲が広がっているため、こうした事後的な営業活動がおろそかになりやすいという。

そこで、先に紹介した関西地方の地銀では、定期的に顧客を訪問できない代わりに、

電話センターから定期的に連絡を取り，取引内容に不満はないか，金融上の相談や銀行への希望などを確認し，営業担当者の支援を行っている。この営業支援は，顧客満足の向上に寄与するとともに，これが契機となってローン返済条件の見直しや資金運用の相談など最寄りの営業店への来店誘致に結びつくこともあるという。

4 住宅ローン推進上の課題

以上の事例は，住宅ローン残高の拡大を維持，あるいは残高縮小を何とかして回避することに重点を置いた例である。

ただし，どの金融機関でも，将来的には住宅取得者が減少することに伴い，新築向け中心に住宅ローンが減少することを見込んでいる。しかし，そうした市場縮小局面において，どのように住宅ローンを推進するかについては，まだ模索の段階にあると言える。

そこで，住宅ローン市場の縮小傾向が今後も続くと想定した場合，金融機関における住宅ローン推進の取組方向を考えると，次に示す 効率的なローン獲得，および収益力の増強が課題になると思われる。

(1) 情報技術（IT）の活用

効率的な住宅ローン獲得のために，今後は人手をかけずにいかに効率的に融資実行に結びつけるか，といった視点からビジネスプロセスの見直しが行われることになるだろう。相談対応，業者営業，事務処理等，

住宅ローンセンターの機能をより効率化する方向で見直すこともその一つだが，筆者はIT（情報技術）の活用によりサービスの拡充と業務の効率化を図ることが重要であると考えている。

そこで，金融機関の住宅ローン関連のホームページを見ると，まだ改善の余地があるように思われる。たとえば，ホームページ上で住宅ローンの仮審査申込ができる銀行数は，地銀・第二地銀合計108行のうち，現状では24行と全体の22.2%にとどまる。地域別に見ると関東，中部，近畿など先行している大都市圏とそれ以外の地域では違いがみられる（第1表）。一方，すでにインターネット利用者は8,811万人に達し，うちブロードバンド回線利用数がその半数以上の5,825万人となっている。したがって，今後は大都市圏を中心にホームページ上での住宅ローン仮審査対応が急速に進む可能性が高いと考えられる。

また，金融機関によってはインターネットのほかに携帯電話を活用して，初期段階での個別相談対応といったコンサル機能を

第1表 ホームページ上で住宅ローンの仮審査申込ができる銀行数

(単位 行，%)

地 域	地 銀			第二地銀			調 査 計		
	銀行数	可能数	%	銀行数	可能数	%	銀行数	可能数	%
全 国 計	64	20	31.3	44	4	9.1	108	24	22.2
北海道・東北	11	3	27.3	6	-	-	17	3	17.6
関東	9	5	55.6	8	2	25.0	17	7	41.2
中部	15	7	46.7	10	-	-	25	7	28.0
近畿	8	2	25.0	4	1	25.0	12	3	25.0
中国	5	-	-	4	-	-	9	-	-
四国	4	-	-	4	1	25.0	8	1	12.5
九州・沖縄	12	3	25.0	8	-	-	20	3	15.0

資料 各行ホームページより作成(2008年12月現在)

充実させようとする例もある。こうした先進的な金融機関は、初期段階での効率化だけでなく、非対面チャネルを好む世代が今後は主流となることを想定して、早くからノウハウを蓄積すべく取り組んでいるのである。

（２）家計メイン化の強化

一方、収益力を増強するためには、住宅ローン利用者のニーズに応え、金融機関の事業の諸機能を統合し、高い付加価値を追求することが重要だろう。つまり、住宅ローンだけの取引ではなく、その長期的な取引の特性を生かして、他のローン借入やクレジットカード、保険などの幅広い金融取引につなげることが必要である。そのためには、いかに顧客のメインバンクになるか、あるいは顧客との取引をいかに長期にわたって維持するかが課題となる。

一つの方法としては、ポイント制導入による顧客取引の維持が挙げられる。地銀のなかには、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を併せ持つ一体型カードにポイント機能を付け、住宅ローンも含め顧客との取引実績をポイント換算し、ポイント数の状況に応じて、消費者ローン金利や定期預金金利、ATM時間外手数料などを優遇している金融機関もある。この取り組みは、カード使用に伴う手数料収入だけでなく、他の金融取引への誘因となるほか、顧客の取引データに基づいて顧客のためのマーケティング活動に展開することが可能となる。

おわりに

聞き取り先の金融機関によれば、先に紹介したような様々な取り組みを行ったことにより、全体の住宅ローンが伸び悩むなかにあっても残高を減少させることなく、むしろ増加傾向を維持することができたという。

つまり、住宅市場が縮小するなかにあっても、市場の伸びが期待できる他地域への進出や借り換え推進、顧客との継続的な関係強化など、自行の強みを生かした戦略的な取り組みがあれば、競争力を強め、住宅ローン残高を伸ばすことが可能だということである。

しかし、住宅ローン市場は短期的には景気後退による新規獲得残高が減少することに加え、中長期的には現在の主購入者である団塊ジュニア世代の割合が徐々に低下することからさらに厳しさが増すと想定される。金融機関にとっては、いかに迅速に事業の効率性や収益性を高めることができるかが今後、問われることになるだろう。

<参考文献>

- ・木村俊文（2008a）「住宅ローン実行後のクロスセルを進める静岡銀行」『金融市場』7月号
 - ・同（2008b）「みちのく銀行の住宅ローン推進の取り組み」『金融市場』9月号
 - ・同（2008c）「住宅ローンを取り巻く最近の動き」『金融市場』12月号
 - ・楠本博（2001）『スモール・エッセンシャル・バンク―地域中小金融機関の新たな決断』（株）近代セールス社
 - ・高野義樹（1984）「日本の住宅金融」（財）住宅金融普及協会
 - ・渡部喜智・木村俊文（2007）「住宅ローン需要の動向と地域金融機関のローン戦略」『農林金融』2月号
- （主事研究員 木村俊文・きむらとしぶみ）

日本の協同組合金融に感銘

私は農村金融，協同組合金融および小額貸付について以前から関心を持っていた。特に，農家の収入安定と増加の保障メカニズム，農家と零細企業の金融サービスに注意を払ってきた。これまで，日本の協同組合金融の発展および協同組合金融機関の農家に対する金融サービスについて一定の理解はあったが，それは書物の上に限られたものでしかなく，これまで実際に体験する機会はなかった。2008年8月～9月の間に，日本国際交流基金の交流学者として，私は農林中金総合研究所において受入期間1ヶ月の客員研究員となった。1ヶ月という期間は長くはないが短くもなかった。この1ヶ月の間に，私は日本の農業，農村および農村金融について比較的系統だった，掘り下げた理解ができるようになり，特に日本の農民協同体制と協同組合金融についてより認識を深め，日本の協同精神の所在についても体験することができた。

この1ヶ月間，農中総研は私のために大変良好な職場環境を提供し，自分も研究所の一員であるのだと心から感じた。研究所の職員について最も印象が深いのは，彼らの仕事を敬う精神と友好である。いつも規定されている出勤時間前にもかかわらず，椅子は全て埋まり，退勤時間が過ぎてもまだ机に向かって研鑽に励み，協同組合金融発展のために頭をひねって考えている。私もこれに感化され，以前にも増して勉強するようになった。

石田理事研究員には，私の調査研究と特別テーマの討論について非常に綿密な手配により，所内の専門家，農林漁業金融公庫，農協，農林漁業信用基金，信金中金総合研究所，全国農業共済協会の専門家の皆様と討論を行う機会を設けて頂き，極めて多くの有益なヒントを得ることができた。また，農中総研社長および専務には長野，青森，宮崎まで御一緒頂き，現場の農協，県信連，県農業信用基金協会，農林漁業金融公庫の支店等を視察した。そのうえ，日本の農家，農協および協同組合金融に自ら触れる機会を作って頂き，農家と農協の関係を身にしみて感じ，そして日本の協同組合金融機関の組織的枠組みおよび運営メカニズムをより理解できるようになった。また協同組合金融の協力の精神と文化に感銘を受けた。特に県信連の管理者，農協経営者および農家との討論において，私が提起した幾つかの意地悪な質問に対する彼らの回答の中から，日本の協同組合金融成功の要因を悟った。

もちろん，社長および専務と議論そして意見を交換したことを忘れてはいない。彼らの農協と協同組合金融に対する理解度および熟知度は，私を驚かすのに十分であった。しかし，後になって，彼らはいずれも協同組合金融機関の単位組織である農協と向き合い，農林中金の各地の支店で経験を積み，最後に農中総研においてその任に就いたものであり，この組織のために30年以上も身を捧げていたことが分かった。私がこのような金融機関において30年も働くことができたなら，必ず彼らのようにこの金融機関を理解できるようになるであろう。しかし，このようなチャンスはないと思う。また，研究所内の主な研究員はいずれも農協の実務部門を仕事を通じて知っている。このことから，農中総研は，

理論と実際を結びつけることができる真の専門的な研究部隊であることが分かる。

同時に、日本での視察と学習期間において、日本の温泉や飲食文化、謡曲などの伝統文化、青森の温泉、宮崎の牛肉および実務に励む日本農業の管理者等も、非常に強く印象に残った。

中国政府は、都市と農村間の所得格差の縮小に一貫して尽力しているが、日本の都市と農村間の所得にはそれほど格差はない。なぜ日本では実現したのであろうか。1ヶ月間の視察および学習期間中に、その中に存在する理由を掘り下げて研究することに力をいれた。私は、日本の農業と農村の発展から、次の幾つかの有益なヒントを得ることができた。

- 1 農業は体質の弱い産業に属し、農家は勢いの弱い群体であり、適切な方式で農業に対し一定の保護を与えることは必要である。これは農家の収入安定と増加を促し、都市と農村間の所得格差を縮小する重要な措置である。
- 2 小規模農家は協力が必要であり、協同の組織を通じて初めて市場に進出することが可能となる。同時に、生産、営業販売、金融等を含む総合的な協同組織の存在は、農家が協力し収益を最大限に実現するのに有利である。
- 3 農業の構造調整に注意し、農村経済の多元化と農家経済活動の多様化を実現させ、農村新興産業を育成することによって、農業の技術構成をグレードアップさせる。
- 4 全方位の農業保険と農村社会保障のメカニズムを確立することは、都市農村の協調・発展の基礎である。
- 5 健全な農村金融制度の存在は、農村経済の発展、農家の収入増加にとって重要な保障である。
- 6 農村の安定した発展は、農村金融分野における政府の役割が十分に発揮されることと切り離すことはできない。日本には、信用供給のメカニズムと信用保証のメカニズムを含む金融サービスを農家に提供する比較的健康な政策金融のメカニズムがある。
- 7 厳格な農地保護制度を実行することは、食糧の安全を保障する重要な措置である。

中国と日本の農業経済には、小規模農家の経済といった類似したところがあり、このため、日本農業の現在は中国農業の将来と言えるのかもしれない。従って、日本の農業と農村の発展方式を掘り下げて研究を行い、日本の農村協同組合金融制度、農業と農村金融発展における日本政府の役割、農地保護と流通制度、農村における社会的インフラの供給制度、農産品流通制度、農民の収入安定と増加のメカニズム、農業保険と農村社会保障のメカニズム、農村経済発展と農村社会安定における農協の役割、農村公共サービス組織と保障のメカニズム等を研究することは、中国にとって大変参考になるはずである。

農中総研での研究は一応終了した。しかし、日本の研究者達との協力は始まったばかりである。日本の農業、農村経済、特に日本農村の協同組合と協同組合金融についての私の研究も始まったばかりだ。こうして見ると、任務は重く、道は遠いように思われる。

2008年11月2日

(中国農業大学経済管理学院金融学部主任、農村金融・投資研究センター主任、教授
何 広文・He Guangwen)

グローバル金融危機と金融監督

——危機克服後の新たな枠組みの方向を探る——

〔要 旨〕

- 1 現在進行しているグローバル金融危機の要因の一つに、証券化商品や証券化技術を活用したビジネスモデルがあった。今回の危機に対して、各国および国際機関はさまざまな対策を行っているが、このうち金融監督やこれに関連する金融制度の問題については、FSF（金融安定化フォーラム）やバーゼル委員会、IOSCO（証券監督者国際機構）などの国際機関を中心に種々の改革が進められている。
- 2 バーゼル委員会は、金融危機に対し、バーゼル の枠組みの迅速な実施を基本としつつ、足りない点は早急に対応していくというスタンスとみられる。CDOなどの複雑な証券化商品に対する自己資本要件の引上げやオフバランス取引に対する対応強化などが行われる方向にあるほか、流動性リスク管理のためのガイダンスが策定され、トレーディング勘定の追加的リスクにかかる自己資本算出の改訂案などが提案されている。
- 3 証券化商品に関連して問題となった信用格付機関の改革については、利益相反を防止するための措置が設けられるほか、原資産のデータや格付手法などについての情報開示が進められる見込みである。証券化商品の格付表示については、伝統的な社債格付とは異なった符合が用いられる方向にある。
- 4 会計制度の関連では、取引が活発でない市場における時価の算定や保有区分の変更に弾力的な措置がとられたが、会計基準の見直しについては引き続き議論が進められている。また、市場のインフラ整備として、CDS市場における清算機関の設立などが行われる見込みである。
- 5 バーゼル委員会やIOSCOなどで進められている種々の改革（基準やガイダンスの改訂等）は、今後、各国の金融当局によって、各国の実情を踏まえつつその国に適用されることとなる。日本の金融機関においても、国際機関等で進められているこうした改革の動きを念頭においた対応が求められよう。

目 次

はじめに

1 グローバル金融危機の特徴と政策対応

- (1) グローバル金融危機の進行とその特徴
- (2) 国際的な危機対応の動き

2 金融監督と金融制度の改革の方向

- (1) バーゼル の枠組みの強化と
リスク管理の充実

- (2) 信用格付機関の改革と会計制度の見直し

- (3) 国際的な金融監督機関の設置

- (4) 米国と欧州における金融監督と
金融制度の改革の方向

3 金融監督の新たな枠組みへの展望

はじめに

米国のサブプライムローン問題に端を発する金融市場と実体経済の危機は、1930年前後に生じた世界大恐慌に匹敵する100年に一度の危機ともいわれる。こうした危機に対し、各国および国際機関はさまざまな対策を行っているが、主要なものとして、当面の金融市場の混乱回避や景気刺激などを目的にした金融・財政政策、急激な国際資本移動に対するIMF等国際機関の対応、金融監督や金融制度の改革の動きなどがある。

本稿は、これらの対策のなかで、金融監督やこれに関連する金融制度の改革の問題について、各国や国際機関のこれまでの動きを整理するとともに、危機克服後の金融監督や金融制度の枠組みを展望したものである。

1 グローバル金融危機の特徴と政策対応

(1) グローバル金融危機の進行とその特徴

金融危機の原因となったサブプライムローンとは、米国における信用力の低い個人向け住宅貸付のことをいい、02～06年のころに貸付額が伸長した。米国では、住宅ローンは商業銀行や貯蓄金融機関、モーゲージカンパニーなどが取り扱っているが、住宅ローン債権のかなりの部分がこれらの一次貸付者（オリジネーター）から譲渡されて証券化商品に組成され、投資家に販売される。

住宅ローンを担保とする証券（Residential Mortgage-backed Securities、以下「RMBS」という）のうち、ファニーメイなどの政府関係機関が発行ないし保証するものは、政府関係機関としての信用力を背景に投資家の購入ニーズも高かった。一方、大手投資銀行等によって組成されるサ

ブプライムローンを裏付資産とするRMBSは、投資家への販売を容易にするために元利金支払いに優先順位をつけたものにトランシェ^(注1)分けされ、最も優先順位が高いシニア債、これに次ぐメザニン債、優先順位の低いエクイティなどに分けて販売された。シニア債は、通常、格付会社によってトリプルAの格付が付与され、銀行などの金融機関^(注2)に販売された。さらに、メザニン部分のRMBSに消費者ローンや商業用不動産ローンなどの債権を加えた二次的証券化商品である債務担保証券（Collateralized Debt Obligation、以下「CDO」という）も組成され、上記のようにトランシェ分けされて販売されるなど、サブプライムローンを含む証券化商品の市場規模は拡大した。

投資銀行や銀行などの金融機関には、オフバランス化したSIV（Structured Investment Vehicle、資産運用を行う一種の特別目的会社）によって証券化商品の運用を行うところもあり、その資金調達は、証券化商品を担保とするコマーシャルペーパー（Asset backed Commercial Paper、以下「ABCP」という）の発行によるものが多く、銀行が流動性補完^(注3)をするケースもみられた。また、RMBSやCDOのデフォルトヘッジのためにCDS（Credit Default Swap）が利用される場合もあったが、CDS取引は相対取引が中心で、市場の透明性は必ずしも十分ではなかった。

市中金利の上昇や住宅価格の下落などもあり、06年後半ころからサブプライムローンの延滞率が上昇し始めた。延滞率上昇を

背景に、07年に入り格付会社がサブプライムローンを含む証券化商品の格付を大幅に低下させたため、証券化商品の価格が下落し、07年夏ころには投資家や金融機関の多額の損失計上^(注5)が表面化した。なお、証券化商品の価格下落が金融機関の損失計上に直結した理由として、時価会計の普及が進んでいたことが指摘されている。

証券化商品の価格下落が進むと、SIVの資金調達手段であったABCPの発行が難しくなり、流動性補完契約を締結していた銀行は代わり金の融資を余儀なくされた。また、SIV処理のために、事実上のスポンサーであった金融機関が、SIVが運用していた証券化商品を引き取ることになったことも金融機関の損失をより大きくした。

証券化ビジネスに携わっていた大手投資銀行や証券化商品を多く保有していた金融機関は、米国や欧州に多かったが、これらの金融機関の損失が表面化してくると、レポ市場などの短期金融市場での資金調達に支障をきたし、流動性リスクに晒されるケースがみられるようになり、CDS取引においてもカウンターパーティリスクの認識が高まった^(注6)。FRB（米国連邦準備制度理事会）やECB（欧州中央銀行）はシステミックリスクを避けるために多額の資金供給を余儀なくされた。

また、これらの金融機関は、損失計上によって自己資本が毀損したため、資本増強に努める一方で、貸出態度を慎重化させたため信用収縮の動きが広がり、これが実体経済に影響を及ぼすようになった。実体経

済の悪化により消費者ローンや商業用不動産ローンなどにも延滞が広がり、CDOなどの証券化商品の資産劣化をより進めることとなった。このようにして、米国のサブプライムローン問題の影響は、金融機関や金融市場だけでなく、実体経済全体に広がり、世界的な株価下落や急激な資本移動などを通じて新興国や途上国を含む世界全体に波及している。

以上に述べてきた世界的な金融危機の特徴とその問題点を整理すれば、次のような点が指摘できよう。

第一は、今回の金融危機の中心に位置したのは証券化商品であり、証券化技術を活用したビジネスモデル（Originate to Distribute Model）であったことである。こうした証券化ビジネスに潜む問題点として、債権売却を前提として貸出を行うモーゲージカンパニー等オリジネーターの甘い審査といったモラルハザードの問題、信用等级付機関による格付の信頼性の問題などが指摘された。

第二は、金融危機が震源地である米国だけでなく世界的に広がったことであり、これにも、金融技術の進展によってリスク分散を可能にした証券化商品の存在があった。

第三は、危機が広がるスピードが速かったことであり、これには時価会計の普及や情報開示の強化などが影響したものと思われる。

第四は、銀行に対する自己資本比率規制などの制度的な要因が、危機を増幅させる

プロシクリシティ（増幅効果）として働いた点が指摘されたことである。

（注1）トランシェ（tranche）とは、優先劣後構造を持つ証券化を行う場合に、リスクに応じて分けられた階層のことをいう。フランス語で一切れの意味。

（注2）元利金支払いの優先順位が最も低いエクイティは、銀行などの金融機関の購入ニーズが低いため、投資銀行等が抱えるか、積極的にリスクテイクするヘッジファンド等に販売された。

（注3）流動性補完とは、SIVが一時的な資金不足に陥った場合に銀行が資金を供給することを約束するもので、一定の融資枠を設定するものである。

（注4）CDS取引は、クレジットリスクを対象とするプロテクション（保証）を売買する取引であり、プロテクションの買い手は、対象債権にデフォルトが生じた場合に売り手から損失補てんを受ける一方で、売り手に対して保証料であるプレミアムを支払う。RMBSやCDOに関するCDS取引では、銀行などの金融機関がプロテクションの買い手となり、保険会社などが売り手となる場合が多く、米国最大手の生命保険会社グループであるAIGはプロテクションの売り手となって大量のCDS取引を行っていた。

（注5）米国では、06年にFASB（2（2）b参照）が公正価値の測定を定めたSFAS157号が導入され、大手金融機関は07年1月から適用した。また、IASB（2（2）b参照）も、時価会計の適用を強化するIFRS7号を07年1月から導入した。

（注6）カウンターパーティリスクとは、取引の相手方が経営悪化などにより契約の履行を果たせなくなるようなリスクをいう。

（2）国際的な危機対応の動き

グローバル金融危機の深刻化にともない、危機対応も、国レベルの対応から国際協調をともなった対策へと進んできた。危機の原因となった証券化商品を取り扱っていたのは、主として米国や欧州の大手金融機関であり、危機対応も、米国や欧州諸国の金融当局のほか、これらの国が主たるメンバーとなっているG7や金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum、以下

「FSF」という)、さらにはFSFを構成する
(注8)
 バゼル銀行監督委員会 (Basel Committee
 on Banking Supervision, 以下「バゼル委
(注9)
 員会」という) や証券監督者国際機構
 (International Organization of Securities
 Commissions, 以下「IOSCO」という) などの
 国際機関が中心となった。

これらの国や国際機関における金融監督
 や金融制度の改革に関する動きを整理する
 と、第1表のようになる。07年10月のG7
 会議では、同年夏に生じた金融市場混乱の
 影響などが議論され、金融機関の自助努力
 による自己資本増強が促された。また、
 FSFに対して問題点の洗い出しと改善案の

検討が指示されたが、この時点では金融市
 場の混乱はまだそれほど深刻なものとは受
 け取られていなかった。08年2月のG7会
 議ではFSFによる中間報告が公表された
 が、金融危機に対する国際的な立場からの
 包括的な対応策が示されたのは、08年4月
 に開催されたG7会議である。この会議で
 は、金融市場安定に向けた協調行動が確認
 されるとともに、「市場と制度の強靱性の
 強化に関するFSF報告書」(英文名は参考文
 献1, 以下「FSF報告書」という) が公表さ
 れた。FSF報告書の内容は第2表のような
 ものであり、銀行や銀行持株会社に対する
 自己資本比率規制の強化や流動性リスクを

第1表 金融監督・金融制度の改革に関する主要国、国際機関の主な動き

時期	内 容
07年10月	・バゼル委員会「金融市場の動向とバゼル銀行監督委員会の活動」公表 ・G7会議、サブプライム問題による金融市場の混乱に警戒感
08年2月	・G7会議、世界経済の下振れリスクに言及 ・FSF、サブプライム問題等への対応策にかかる「中間報告」公表 ・バゼル委員会「流動性リスク:管理と監督上の課題」公表
3月	・米国財務省、金融制度改革に関するブループリント公表
4月	・G7会議、金融市場安定に向けた協調行動確認 ・FSF「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」公表 ・バゼル委員会「銀行システムの強靱性強化のための対策」公表
5月	・IOSCO「ストラクチャード・フィナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」、 「サブプライム危機に関するタスクフォース報告書」公表
7月	・バゼル委員会「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本算出のためのガイドライン」および「バゼル」におけるマーケットリスクの枠組みに対する改訂案」公表
8月	・バゼル委員会、市中協議文書「経済資本のモデル化の実務の幅と論点」公表 ・IOSCO、信用格付機関に関するプレスリリース公表
9月	・バゼル委員会「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」公表
10月	・米国の金融安定化法成立 ・欧州委員会、銀行の資本要件に関するEU規制の見直しを提案、会計規則に関する改善を提案 ・FSF「FSF報告書(4月公表):実施状況についてのフォローアップ」公表 ・IOSCO「会計基準の開発と執行に関する声明」公表 ・FASBがSFAS157号の解釈を明確化するためのガイダンス公表 ・IASBが時価会計に関連してIAS39号とIFRS37号を改正 ・G7会議、金融市場の安定等に関する行動計画を公表
11月	・G20による金融サミット、金融・世界経済に関する首脳宣言公表 ・欧州委員会が信用格付機関の規制を提案 ・バゼル委員会、市中協議文書「銀行の金融商品公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」を公表 ・IOSCO「G20の目標を支援するためのタスクフォースを設置」公表
12月	・IASBがオフバランスシートリスクにかかる新たな連結基準案を公表

資料 各国政府、国際機関等のプレスリリース等を参考にして作成

含むリスク管理の強化，信用格付機関の改革や会計基準の見直し，金融規制当局や中央銀行の対応に関する提言などが打ち出された。

FSF報告書公表前の08年3月末には，今回の金融危機の震源地である米国の財務省によるブループリント（参考文献2）が発表されている。これはサブプライムローン問題への対応だけでなく，中長期的視野から米国の金融制度改革の方向を示したものである（詳細は2(4)を参照）。

08年4月のFSF報告書の公表以後，関連

機関によってその提言内容が実施されてきている。バーゼル委員会では，トレーディング勘定への追加的な自己資本賦課が提案され，流動性リスク管理に関する新たなガイダンスも公表されている。IOSCOでは，信用格付機関に関する規制強化が具体化しており，会計基準の見直しについては，FASB（Financial Accounting Standards Board，米国会計基準審議会）やIASB（International Accounting Standards Board，^{（注10）}国際会計基準審議会）が時価会計に関する基準書の改訂などを行っている。

第2表 08年4月のG7会議に提出されたFSF報告書の主な内容とその実施状況

項目	細目	内容	実施時期
自己資本・流動性・リスク管理の健全性・リスク管理の強化	自己資本比率規制	ABSCDO等複雑な証券化商品に対する所要自己資本の引上げ 銀行・証券会社のトレーディング勘定におけるクレジット商品に対する追加的な自己資本賦課の導入 オフバランスABCP導管体への流動性補完に関する自己資本比率規制上の取扱い強化	バーゼル委員会は08年中に左記の提案を公表
	流動性リスク	流動性リスクの管理・監督のための健全な慣行(サウンド・プラクティス)のガイダンスを公表	バーゼル委員会は08年9月にガイダンス公表済
	リスク管理	社内全体のリスク管理，ストレステスト，オフバランスのエクスポージャーの管理，証券化ビジネスのリスク管理などリスク管理に対するガイダンスを策定	バーゼル委員会は08年から09年にかけてガイダンスを作成
		OTCデリバティブのインフラ整備	迅速な行動が必要
透明性の強化・価格評価		リスク・エクスポージャー等についての透明性の強化	バーゼル委員会が09年までにガイダンスを公表
		オフバランス機関に対する会計・開示基準の改善	-
		複雑かつ流動性の乏しい金融商品の評価・開示のガイダンスを拡充	IASB, FASBが08年10月に会計基準を改定済
		証券化プロセスの透明性向上	IOSCOは08年末までにその進展を評価
信用格付の役割の強化		格付プロセスの品質改善	IOSCOは08年5月に信用格付機関の行動規範を改定済
		証券化商品に対する格付の区別と継続的な情報提供の拡大	-
		信用格付機関による裏付資産データの品質評価	-
		投資家と当局による格付利用のあり方とその検証	-
当局の対応強化		監督当局，規制当局の行動の必要性	-
		当局間の情報交換・連携(国際的な監督カレッジの利用等)	カレッジを08年末までに設置
		FSF, IMF等国際機関の政策策定作業の強化	-
金融システムの強化		中央銀行のオペレーション	-
		脆弱な銀行に対する枠組み	-

資料 FSF, Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience (市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書)より作成

今回の金融危機は、先進国だけでなく新興国や途上国などにも影響が及んでおり、金融監督の強化などについてはこれらの国を含めた協調が必要となっている。このため、08年11月に新興国も含めたG20による金融サミットが開催され、「金融・世界経済に関する首脳宣言」(英文名は参考文献3)が公表された。首脳宣言の主な内容は、09年3月末までに実施する当面の措置と中期的措置とから構成され、前記のFSF報告書の内容と重複するものが多い。FSF報告書にないものとしては、当面の措置として、プロシクリカリティ(景気循環の増幅効果)を緩和するための提言の取りまとめ、金融機関の報酬体系の見直し、地域レベル(欧州、アジアなど)の協力の促進などがあげられている。また、中期的措置として、グローバル化する金融システムとの整合性の観点からの自国の金融システムの見直し、国際金融システムにおける不正防止、IMF等ブレトンウッズ機関の改革などがあげられている。

FSF報告書やG20首脳宣言における金融監督や金融制度に関する改革案の中心テーマは、銀行の自己資本に関する問題や流動性リスクなどのリスク管理問題、信用格付機関の改革や会計制度の見直し、国際的に活動する金融機関の監督問題などに集約される。以下では、こうした問題について、それらを取り扱うバーゼル委員会やIOSCOの動向等についてみていくこととする。

(注7) FSFは、アジア通貨危機やロシアの金融危機等を受けて99年に設立された。G7メンバー国の財務省、中央銀行、金融監督当局のほか、

オランダ、スイス、オーストラリア、香港、シンガポールの中央銀行、IMF、世銀、バーゼル委員会、IOSCOなどの国際機関がメンバーとなり、これらの国や国際機関の情報交換の促進、国際協力の強化による国際金融の安定を目的としてきたが、08年11月の金融サミットで、メンバーを新興国などにも拡大することとされた。

(注8) バーゼル委員会は、74年にG11(G7にベルギー、オランダ、スウェーデン、スイスが加わったもの)の中央銀行、金融監督当局をメンバーとして創設され、その後スペインとルクセンブルグの代表が加わった。広範な金融監督の標準や指針等を策定することを任務とし、事務局はスイスのBISに同居している。

(注9) IOSCOは、世界の証券監督当局や証券取引所等から構成される国際的な機関であり、83年に創設された。08年11月現在109の国や地域が加盟し、証券監督にかかる原則や指針等の策定を行っている。

(注10) IASBは国際的な会計基準および財務報告基準の作成を行っている団体であり、01年に創設され本部はロンドンにある。欧州の企業はIASBの基準に従っている。FASBは米国において会計基準や財務報告基準の作成を行う団体で、73年にSECによって設立された。IASBとFASBの会計基準は将来的には収斂する方向にある。

2 金融監督と金融制度の改革の方向

(1) バーゼル の枠組みの強化とリスク管理の充実

今回の金融危機に対するバーゼル委員会の立場は、バーゼル の枠組みの迅速な実施が基本的に重要であるが、^(注11) 足りない点があれば早急に対応していくということであろう。バーゼル の枠組みは、04年6月に最終合意がなされ、日本が先陣を切って07年3月から実施し、欧州の主要国は08年1月から実施しているが、米国では未だ実施^(注12) されていない。こうした状況もあり、バーゼル委員会では、バーゼル を迅速に実施

することが基本的に重要であるとしている。

バーゼル では、今回問題となった証券化商品の取扱いは、金融機関がオリジネーターで、原資産にかかる信用リスクが完全に第三者に移転されていない場合には、原資産にかかる信用リスクを算出するとしている。また、金融機関が証券化商品を保有する場合は、格付に対応したリスクウェイトによって信用リスクアセットを計算することとしている（たとえばトリプルAの場合にはリスクウェイトは20%であり、ダブルB以下の場合は自己資本控除）。このため、バーゼル が適用されれば、低格付の証券化商品は自己資本の賦課が重くなり、資産保有を回避しようとするインセンティブが働くこととなる。07年3月からバーゼル を適用した日本の金融機関が米欧の金融機関に比べてサブプライムローン問題の影響が比較的小さかった理由の一つは、バーゼル

への移行段階で低格付の証券化商品が処分されたことにあるとみることができよう。^(注13)

一方で、バーゼル が十分でない点も明らかとなった。バーゼル では、信用リスクアセットの算出に格付が深く関わっているが、高格付（たとえばトリプルA）の証券化商品の大幅な格下げによって、格付の信頼性が問題となった。また、SIVが保有する証券化商品を最終的に銀行が引き取らざるを得なかったケースもみられ、これらのオフバランス化された資産の自己資本比率規制上の取扱いも問題となった。

格付の信頼性については、後記のように、

信用格付機関に対する監督が強化される方向にあり、オフバランスのSIVの流動性補完などについては自己資本比率規制における取扱いが強化されることになっている。また、二次的証券化商品であるCDOなどの複雑な証券化商品に対する自己資本賦課に^(注14) ついても強化される方向にある。

トレーディング勘定については、これまでマーケットリスクについて所要自己資本が算出されてきた。しかし、証券化商品のような市場流動性の低い商品もトレーディング勘定に計上される場合も増えていることから、バーゼル委員会では、従来のマーケットリスクでは把握できなかった追加的リスクについても自己資本に賦課する方向で作業が進められており、08年7月に「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本算出のためのガイドライン」（英文名は参考文献5）や「バーゼルにおけるマーケットリスクの枠組みに対する改訂案」（英文名は参考文献6）が公表された。

1(1)でも述べたように、今回の金融危機では、米欧の金融機関が流動性リスクに晒される場面がみられた。このため、バーゼル委員会では流動性リスク管理の取組みを強化しており、08年2月に「流動性リスク：管理と監督上の課題」（英文名は参考文献7）が公表された。これはバーゼル委員会の流動性作業部会（06年12月設立）がメンバー国における流動性リスク管理の実態等の調査により問題点や課題を整理したもので、07年夏以降の危機的状況も踏まえた

ものである。これに基づいて08年9月に「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」(英文名は参考文献8)が公表された。これは、00年2月に公表された「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」を上記の作業部会による課題の整理を踏まえて改訂したものである。このガイダンスのなかには、流動性リスク許容度を設定することの重要性、適切な水準の流動性を維持するための流動資産クッションの創設、証券化関連業務にかかる流動性リスク管理上の取扱い、厳しいストレステスト・シナリオの策定、堅固かつ実行可能なコンティンジェンシー・プランの必要性などが盛り込まれている。

(注11) パーゼル委員会「銀行システムの強靱性強化のための対策」(英文名参考文献4, 08年4月)による。

(注12) 米国でパーゼルの適用が遅れた背景には、信用リスクの把握をより詳細に行うパーゼルの導入が大手銀行に有利に働き、中小銀行(コミュニティバンク)に不利に働くとの予想から、国内での調整が難しかったためである。これまでのところ、内部格付手法の先進的手法を適用する大手銀行について11年までに導入する方向で進んでいる。

(注13) 東洋経済新報社『金融ビジネス』Autumn 2007の14頁(金融庁長官へのインタビュー記事)等を参照。

(注14) CDOなどの複雑な証券化商品に対する自己資本賦課やSIVの流動性補完の取扱い等は、パーゼル委員会から08年中に方針が出される予定だったが、09年1月7日現在未公表。

(2) 信用格付機関の改革と会計制度の見直し

a 信用格付機関の改革

投資家がRMBSやCDOなどの証券化商品を購入するに際しては、信用格付機関による格付に依存するところが大きいといわれ

る。これは、証券化商品の仕組みが複雑であることや、原資産(裏付資産)に関するデータの利用等にも限りがあり、投資家自らがその信用力を検証することが難しいといった点に起因するものと思われる。

証券化商品の格付については、原資産に関するデータ^(注15)を基にしたデフォルト確率や回収率などにより定量モデルを利用して期待損失を計算し、格付に必要な信用補完比率(シニア、メザニン、エクイティなどに分ける比率)を決定するが、この過程では、信用格付機関とアレンジャー(証券化商品の実質的な組成者でオリジネーターが兼ねることもある)が意見交換をしながら進められる。さまざまなストレステストによる検証^(注16)を経て、所定の格付が付与される。

07年春から夏にかけて信用格付機関による証券化商品の大量の格下げが行われたが、裏付資産のローンプールにおける延滞発生^(注16)の増加により、エクイティなどの下位のトランシェにおいて損失が発生し、上位トランシェにおける信用補完のレベルが低下したことによるものと思われる。

証券化商品の格付の引下げによる価格の低下で、金融機関は多額の評価損の計上を余儀なくされたが、この結果、格付に対する信頼が大きく揺らぐこととなった。信用格付機関が適切なデータ分析やモデルに基づいて格付を行っていたのかどうか、信用格付機関は証券の発行体から収入を得て格付を行うことから、取引確保のために甘い格付を行ったのではないかと、といった利益相反の問題などが指摘された。

信用格付機関に対しては、エンロン倒産事件（01年）を契機に、IOSCOが03年に証券規制に関するガイダンスとしての「信用格付機関の活動に関する原則」を定め、04年にこれの詳細な指針である「信用格付機関の基本行動規範」を定めた。一方、米国では75年に導入されたSECによる信用格付機関の認定制度（NRSRO制度；Nationally Recognized Statistical Rating Organizations）が存在したが、上記エンロン事件後06年に格付機関改革法が成立し、SECへの登録とSECによる監督規制が導入され、07年の同法の施行とともにそれを具体化したSEC規則が策定された。

今回の金融危機を受けて、米国では08年3月に大統領作業部会（PWG）が証券化商品の原資産の情報開示や格付手法に関する情報開示、証券化商品の格付と他の格付の区分の明確化などを提案し、FSFも08年4月のFSF報告書において、証券化商品の情報開示や格付会社の説明責任などを求めた。こうしたなかで、IOSCOは08年5月に「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」（英文名は参考文献9）を公表し、これを踏まえて「信用格付機関の基本行動規範」（英文名は参考文献10）を改訂した。

改訂された基本行動規範では、利益相反を回避するための措置として、格付対象者との間の報酬契約の性質の開示、アナリストの独立性の確保などを規定しており、格付内容の情報開示として、格付手続きや格付手法、損失やキャッシュフロー分析に関

する情報開示などを十分行うこととしている。また、伝統的な社債格付との差別化を図るために、できれば異なる格付符号を使用することなどを規定している。

FSFやIOSCOなどの動きを受けて、米国でも08年6月に格付機関に関するSEC規則の改訂案（参考文献11）が発表され、利益相反を回避するための措置として、証券化商品のストラクチャーに関するアレンジャーへの提案行為の禁止、原資産やストラクチャーに関する情報の一層の開示などが提案されている。

（注15）原資産のデータには、住宅ローンの元本や利率などの借入条件のほか、住宅の構造や地理的状况などの担保情報、債務者の借入履歴や返済履歴、クレジットスコアなどが含まれる。

（注16）ストレステストとは、想定外の事態が生じた場合の損失を計測して対応策を講じる目的で行うテストのことで、発生確率が低いと思われるリスクシナリオをいくつか用意してシミュレーションし、事態に備えるもの。

b 会計制度の見直し

証券化商品の価格下落によって金融機関が多額の損失計上に追い込まれるなかで、時価会計をめぐる問題がクローズアップされた。時価会計は、期末の資産・負債を時価で評価し、その損益を財務諸表に反映させるものであるが、この場合、時価としてどのような価格を用いるべきかという点と、どのような資産・負債に時価が適用されるべきかという点が問題になる。

世界の主要な会計基準設定主体はIASBとFASBである。欧州ではIASBが定める基準が適用され、時価会計を定めるIAS39号が05年1月に導入され、07年1月からは時

価に関するディスクロージャーをより広くしたIFRS7号が導入された。一方、米国では、FASBが06年にSFAS157号を導入し、金融資産の公正価値（Fair Value）を「測定日において市場参加者間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払う金額」と定義し、金融資産を株式や債券など市場取引が活発なレベル1資産、取引は活発ではないが価格が比較的求めやすいレベル2資産、取引が少なく価格の設定が難しいレベル3資産に分けて、は当該資産の市場価格、は当該資産の市場価格ないしは類似資産の市場価格、についてはの価格が入手不可能な場合に評価モデル等に基づく内部価格によるものとした。SFAS157号の適用は07年11月からであったが、大手金融機関は07年1月から導入していた。

07年夏ころから、証券化商品の価格下落が顕著となり、市場の流動性も極端に低下した。証券化商品の多くは、レベル2資産に分類されていたが、取引が極端に少なくなり価格が下落するなかで、監査法人が保守的な対応をしたため^(注17)、多額の評価損が計上された。こうしたなかで、流動性が低下した市場における金融資産の時価として、投げ売りのな価格を市場価格として採用することに疑義が叫ばれ、IASBやFASBによって会計制度の見直しが行われた。

08年9月末にFASBとSECは、SFAS157号の解釈を明確化するガイダンスを発表し、活発でない市場における公正価値の測定について、将来キャッシュフローやリス

ク調整後割引率などにより算出される価格がふさわしい場合もあり、レベル2資産からレベル3資産への移行もあり得ることを示した。このガイダンスは同年10月10日に正式なガイダンスとして公表された。また、10月3日に成立した金融安定化法でもSECがSFAS157号を一時停止する権限を持つことが確認された。一方、IASBは同年10月13日にIAS39号とIFRS7号を改正し、時価評価の対象となる売買目的の債券を時価評価しない満期保有目的の債券へと振り替えることなどを容認した。

こうした流れを受けて、日本のASBJ（Accounting Standards Board of Japan、企業会計基準委員会）は、08年10月28日に市場における取引が活発でない金融資産の時価の算定について、合理的に算定された価格も時価に含まれるとした（実務対応報告第25号）。また、12月5日には、市場環境の著しい変化による流動性の低下等を踏まえて、債券の保有区分の変更を容認した（同第26号）。

このほか、08年12月にIASBがオフバランスシートリスクにかかる新たな連結基準案を公表している。

（注17）監査法人の保守的な対応の背景には、エンロン事件（01年）以降、投資家の批判が厳しいことや訴訟リスクなどが存在するためといわれている。

（3）国際的な金融監督機関の設置

今回の金融危機では、証券化ビジネスに深く関わっていた米国や欧州の大手金融グループが、大きな影響を受けた。これらの金融グループは世界的に事業を展開してい

るため、本部がある国の金融当局だけでは、監督や監視を十分に行うことは難しい。こうした反省もあり、世界的に事業を展開する大手金融機関に対して、関係する国の金融当局が連携して金融監督を行う機関（カレッジ）の創設が提案された。FSF報告書においても、当局間の情報交換および連携の一つとして大手金融機関ごとにカレッジを設置すべきであるとしており、G20首脳宣言でもカレッジの設置が支持されている。

国際的な監督カレッジは、監視の対象となる大手金融機関ごとに、関係する国の金融当局によって構成される見込みであるが、具体的にどのような内容の監督が行われるかは現状では明らかでない。^(注18)

（注18）日本の金融機関では、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、野村ホールディングスが対象となる予定である（08年12月27日付日本経済新聞）。

（4）米国と欧州における金融監督と金融制度の改革の方向

米国における金融監督や金融制度の改革の方向を示すものとして、08年3月に財務省が公表したブループリント（参考文献2）がある。これはサブプライムローン問題への対応だけでなく、米国の金融・資本市場の国際競争力の維持・向上をめざすもので、短期的、中期的な提言と、長期的な金融規制構造改革の提言から構成されている。

短期的提言はサブプライムローン問題への対応を中心としたもので、財務省やFRB、

SECなどの金融関連当局の横断的組織である大統領府金融市場作業部会（PWG）の機能強化、モーゲージ市場の監督体制の強化、FRBの新たな流動性供給への要請などが提言されている。中期的提言としては、貯蓄金融機関制度の見直し、証券規制に関するものとしてSECとCFTC（商品先物取引委員会）の統合、連邦レベルの保険規制の導入などが提言されている。さらに、長期的な視野から、現在の複雑な米国の金融規制構造を規制の目的別に分けて行う枠組みとして、市場の安定性を担う規制機関、ブルーデンスを担う規制機関、業務行為を監督する規制機関の三つの機関への集約が提言されている。

このほか、米国ではNY州のインターコンチネンタル取引所にCDS清算機関が設置される予定であるなど、市場整備が進められている。

欧州における金融行政は、全域にまたがる監督当局は存在せず、EU指令（Directive）を基にして各国別に制定された法制度の下で、各国の当局が行うこととなっている。EU指令は立法機関である欧州理事会や欧州議会で制定され、その下部機関である欧州委員会から出状される。今回の金融危機では欧州の金融機関も大きな影響を受けており、ECBや各国政府も多くの対策を行ってきたが、金融監督や金融制度に関する対策として主要なものをあげれば次のようになる。

08年10月に欧州委員会は銀行の資本要件に関するEU規則の見直し（英文名参考文献

11)を提案した。これは、現行の資本要求指令(Capital Requirements Directive)の改正案であり、金融危機の再発防止を目的としたものである。主な内容として、大口エクスポージャーの管理強化、特に、インターバンクエクスポージャーに対しても一定の制限を設けることを提案している。また、証券化商品については、オリジネーターやスポンサーが投資家に移転するリスクの5%以上を保持することを義務づけている。この改正案は、各国での実施までに2年の猶予が設けられている。

また、同じ10月に、会計制度見直しに関する決議がなされ、銀行による金融商品のトレーディング勘定からバンキング勘定への振替や、流動性が低下した市場における時価としてリスク調整後価格の採用が容認された。さらに、同年11月には信用格付機関の規制に関する提案が採択されている。

3 金融監督の新たな枠組みへの展望

以上でみてきたように、各国や国際機関において、今回の金融危機に対するさまざまな対策がとられており、こうした危機対応は、危機が収束するまでは続けられるものとみられる。^(注19)バーゼル委員会やIOSCOなどの国際機関による改革(基準やガイダンスの改訂等)は、基本的には、各国の金融当局によって、各国の実情を踏まえつつその国に適用されることになる。これらが実施された後の金融監督のフレームワークを

展望すれば以下のようなだろう。

第一は、リスクに対する自己資本の賦課がより大きくなることが予想されることである。国際的に活動する銀行に対する規制としては、バーゼル委員会の自己資本比率規制が引き続き中心的なものとなり、CDOなどの複雑な証券化商品に対する自己資本要件の引上げなどが行われる方向にある。今回の金融危機では、米国や欧州の銀行に多額の公的資金が投入されており、こうした状況を背景に自己資本の充実などに対する金融当局の監視も厳しいものとなるだろう。

第二は、流動性リスクなどリスク管理に対する要請がより強いものとなることが予想されることである。流動性リスク管理については、バーゼル委員会によりガイダンスが改訂され、リスク許容度の設定や流動資産クッションの創設等が盛り込まれた。

第三は、証券化商品などに対しては、オリジネーターやアレンジャーなどの責任の明確化のほか、信用格付機関に対する規制が強化される方向にある。投資家にとっても、商品の内容を十分に理解し、その信用力等をチェックする態勢が求められよう。

第四として、金融監督においてもグローバル化がより進むことが予想されることである。国際的に事業展開する大手金融機関に対しては、国際的な監督カレッジが設置される予定であり、バーゼル委員会やIOSCOなどの国際機関が定める基準やガイダンスが各国で採用されていくという流れが太くなっていくものとみられる。

日本の金融機関においても、国際機関等

で進展しているこうした動きを念頭において対応が求められるよう。

(注19) 直近では、09年4月にG20による2回目の金融サミットの開催が予定されており、これに向けて、各国や国際機関による種々の改革が進められるものと予想される。

なお、本稿の脱稿後の09年1月16日に、バーゼル委員会から、トレーディング勘定のエクスポージャーにかかる自己資本の取扱いの強化案として二つの市中協議文書が公表され、また、CDOなどの複雑な証券化商品にかかる自己資本要件の引上げなどを含むバーゼルの枠組み強化に関する市中協議文書が公表された。

<参考文献>

- 1 FSF (2008), *Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience*, April (提言の概要にかかる金融庁仮訳も参照)
- 2 The Department of The Treasury (2008), *The Department of the Treasury Blueprint for a Modernized Financial Regulatory Structure*, March
- 3 *Declaration: Summit on Financial Markets and The World Economy, Action Plan to Implement Principles*, November 2008
- 4 Basel Committee on Banking Supervision (2008), *Basel Committee on Banking Supervision announces steps to strengthen the resilience of the banking system*, April (金融庁仮訳も参照)
- 5 Basel Committee on Banking Supervision (2008), *Consultative document, Guidelines for Computing Capital for Incremental Risk*

in the Trading Book, July

- 6 Basel Committee on Banking Supervision (2008), *Consultative document, Proposed revision to the Basel market risk framework*, July
- 7 Basel Committee on Banking Supervision (2008), *Liquidity Risk: Management and Supervisory Challenges*, February (金融庁仮訳も参照)
- 8 Basel Committee on Banking Supervision (2008), *Principles for Sound Liquidity Risk Management and Supervision*, September (金融庁仮訳も参照)
- 9 Technical Committee of the IOSCO (2008), *The Role of the Credit Rating Agencies in Structured Finance Market*, Final Report, May (金融庁仮訳も参照)
- 10 Technical Committee of the IOSCO (2008), *Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies*, May (金融庁仮訳も参照)
- 11 Securities and Exchange Commission (2008), *Proposed Rules for Nationally Recognized Statistical Rating Organization*, 17 CFR Parts 240 and 249b, Release No.34-57967; File No.S7-13-08, June
- 12 Commission of the European Communities (2008), *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC as regards banks affiliated to central institutions, certain own funds items, large exposures, supervisory arrangements, and crisis management*, October

(専任研究員 鈴木 博・すずきひろし)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(41)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(41)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(41)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(42)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(42)
6. 農業協同組合 主要勘定	(42)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(44)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(44)
9. 金融機関別預貯金残高	(45)
10. 金融機関別貸出金残高	(46)

特別掲載 (2008年9月末数値)

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(47)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(48)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(49)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(50)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7352

F A X 03 (3270) 2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少
「*」訂正数字

１．農 林 中 央 金 庫 資 金 概 況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2003. 11	38,279,645	5,323,244	14,133,337	1,709,703	33,249,093	15,456,426	7,321,004	57,736,226
2004. 11	39,019,783	4,904,985	14,676,731	2,046,816	34,665,203	15,510,188	6,379,292	58,601,499
2005. 11	41,747,543	4,721,201	20,305,783	888,107	42,822,112	12,976,821	10,087,487	66,774,527
2006. 11	40,192,128	4,595,519	23,069,635	804,939	45,522,793	11,159,798	10,369,752	67,857,282
2007. 11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
2008. 6	39,906,165	4,939,485	15,246,265	950,337	37,626,352	8,413,355	13,101,871	60,091,915
7	39,356,501	4,973,674	14,638,557	1,189,223	36,707,940	8,251,148	12,820,421	58,968,732
8	38,980,254	4,999,290	14,638,497	1,410,575	35,820,998	8,220,788	13,165,680	58,618,041
9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706
10	36,777,569	5,067,439	14,558,809	3,550,316	33,128,536	9,111,463	10,613,502	56,403,817
11	36,042,672	5,090,090	15,669,915	1,827,609	35,167,198	9,303,955	10,503,915	56,802,677

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年11月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	31,450,702	20	396,195	632	102,913	-	31,950,462
水 産 団 体	1,133,635	-	64,734	99	5,038	-	1,203,506
森 林 団 体	1,546	28	14,044	33	83	-	15,735
そ の 他 会 員	677	-	1,648	-	-	-	2,325
会 員 計	32,586,560	48	476,621	763	108,034	-	33,172,027
会 員 以 外 の 者 計	343,011	30,092	356,449	65,053	2,058,712	17,329	2,870,646
合 計	32,929,571	30,140	833,070	65,817	2,166,746	17,329	36,042,673

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 258,658百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年11月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	58,830	5,642	178,063	0	242,535
統 開 拓 団 体	232	18	-	-	250
団 水 産 団 体	16,876	4,096	15,975	0	36,946
森 林 団 体	2,846	7,500	1,553	33	11,933
そ の 他 会 員	70	280	148	-	498
会 員 小 計	78,854	17,535	195,739	33	292,161
その他系統団体等小計	135,120	30,417	36,004	0	201,542
等 計	213,974	47,952	231,743	33	493,703
関 連 産 業	1,936,319	39,209	1,777,476	14,196	3,767,200
そ の 他	4,841,589	7,693	193,013	758	5,043,052
合 計	6,991,882	94,854	2,202,232	14,987	9,303,955

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2008. 6	6,445,001	33,461,164	39,906,165	1,300	4,939,485
7	5,843,565	33,512,936	39,356,501	-	4,973,674
8	5,402,920	33,577,334	38,980,254	10,510	4,999,290
9	4,622,838	33,475,857	38,098,695	10,000	5,031,163
10	3,701,968	33,075,601	36,777,569	1,000	5,067,439
11	3,101,468	32,941,204	36,042,672	-	5,090,090
2007. 11	6,749,409	33,312,058	40,061,467	9,600	4,712,345

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2008. 6	99,427	850,909	37,626,352	8,980,935	19,440	-	102,729
7	93,917	1,095,305	36,707,940	8,780,938	19,503	-	102,240
8	88,710	1,321,864	35,820,998	8,808,823	20,586	-	1,759,449
9	108,522	1,931,565	32,927,297	9,171,040	20,086	-	96,064
10	81,234	3,469,082	33,128,536	8,923,927	33,140	-	98,397
11	74,344	1,753,265	35,167,198	11,556,479	30,751	-	94,854
2007. 11	146,298	1,066,518	38,981,613	9,712,221	31,051	-	131,441

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち 定 期 性			
2008. 6	51,736,709	49,581,242	620,799	307,741	1,308,283
7	51,575,156	49,626,861	699,493	307,739	1,333,166
8	51,751,226	49,690,707	762,663	307,738	1,336,264
9	51,032,698	49,495,359	546,759	307,738	1,346,263
10	51,152,442	49,477,180	617,376	357,736	1,346,263
11	51,190,185	49,617,984	556,096	357,738	1,346,263
2007. 11	50,962,357	49,209,514	626,594	261,068	1,231,295

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2008. 5	24,886,748	57,500,300	82,387,048	578,193	410,531
6	25,216,294	58,211,393	83,427,687	548,651	379,867
7	24,494,446	58,460,970	82,955,416	563,168	394,805
8	24,841,465	58,500,571	83,342,036	548,519	379,444
9	24,580,204	58,226,068	82,806,272	565,958	396,358
10	25,178,399	58,001,245	83,179,644	558,237	386,870
2007. 10	25,040,730	56,562,580	81,603,310	591,958	419,360

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
979,005	5,050,128	2,016,033	7,199,799	60,091,915
984,329	4,902,274	2,016,033	6,735,921	58,968,732
1,261,359	5,300,952	2,016,033	6,049,643	58,618,041
1,467,489	4,255,482	2,016,033	6,068,844	56,947,706
610,000	4,594,289	2,016,033	7,337,487	56,403,817
735,000	4,754,298	2,016,033	8,164,584	56,802,677
991,000	5,150,478	1,499,917	9,457,818	61,882,625

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
6,519,123	1,778,311	13,190	8,413,355	1,691,600	11,390,832	60,091,915
6,363,927	1,772,951	12,029	8,251,148	2,759,620	10,041,299	58,968,732
6,341,132	1,759,449	13,552	8,220,788	2,992,825	10,152,270	58,618,041
6,520,071	1,818,522	11,418	8,446,077	2,366,792	11,147,367	56,947,706
6,990,580	2,010,798	11,687	9,111,463	2,663,458	7,916,904	56,403,817
6,991,882	2,202,232	14,986	9,303,955	2,064,440	8,408,724	56,802,677
9,596,207	1,929,884	15,805	11,673,339	1,950,000	8,033,806	62,465,023

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コーローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
47,952	29,989,506	29,818,019	0	408,195	17,126,748	6,472,467	1,325,283
53,716	29,998,244	29,822,006	0	412,465	16,980,165	6,504,325	1,325,623
48,234	30,402,097	30,237,928	0	417,465	16,685,119	6,598,251	1,331,165
54,226	29,291,738	29,149,578	10,000	422,965	16,681,858	6,629,829	1,327,792
53,023	29,207,941	29,057,612	0	422,680	16,969,488	6,772,663	1,309,254
61,605	29,301,315	29,154,181	0	408,480	16,878,299	6,812,400	1,304,793
53,963	29,989,924	29,843,614	0	412,579	16,383,824	6,603,744	1,377,946

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借							方		報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金				
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金			
380,228	56,286,119	56,026,206	4,710,679	1,634,873	22,604,174	278,128	787		
400,571	57,224,071	56,964,473	4,777,795	1,659,062	22,628,730	278,884	772		
411,227	57,010,384	56,744,946	4,772,456	1,636,841	22,723,260	279,929	765		
393,583	57,189,644	56,921,667	4,711,190	1,583,016	22,742,922	281,736	765		
388,343	56,572,352	56,305,338	4,715,425	1,583,305	22,818,051	282,742	765		
375,406	56,790,037	56,523,940	4,827,329	1,607,237	22,876,096	282,250	762		
390,163	56,220,996	55,969,936	4,487,571	1,569,812	22,230,232	285,593	812		

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2008. 8	2,008,482	1,378,186	3,647	54,414	14,373	1,255,918	1,227,886	154,742	619,492
9	2,007,567	1,383,933	3,647	54,455	14,209	1,254,875	1,227,644	155,170	618,761
10	2,047,176	1,405,279	3,645	54,446	13,898	1,285,119	1,257,776	161,894	621,956
11	2,032,677	1,393,192	3,545	54,446	14,638	1,279,482	1,250,437	165,843	607,623
2007. 11	2,034,130	1,389,554	3,062	53,503	15,535	1,256,503	1,227,126	155,143	651,517

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2008. 6	888,523	512,282	176,919	133,972	119,542	7,906	834,665	821,285	6,827	240,996	8,945	174	
7	885,496	508,273	177,288	134,124	118,916	8,087	828,868	807,956	6,827	240,000	8,888	171	
8	883,429	506,970	177,789	135,445	118,935	7,829	828,582	815,071	6,827	240,870	9,133	171	
9	893,041	512,021	178,115	136,025	118,469	8,528	836,771	823,895	6,827	241,973	9,201	171	
2007. 9	847,661	492,477	195,487	144,587	115,118	6,929	804,244	792,148	6,248	248,427	9,643	178	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

(単位 億円, %)

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ、信用金庫は信用金庫ホームページ、信用組合は全国信用中央組合協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため、07年9月以前の数値と連続しない。
5 08年3月から公表される郵便貯金残高の定義が再変更されたため、08年2月以前の数値と連続しない。また、08年3月から郵便貯金残高の公表は4半期毎となった。

10.金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2007. 3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282
	2007. 11	213,821	52,258	1,780,085	1,444,951	417,486	629,556	93,826	-
	12	213,045	52,600	1,807,101	1,468,920	425,734	638,374	94,669	-
	2008. 1	212,468	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	630,614	93,740	-
	2	212,646	52,508	1,810,568	1,463,343	421,334	629,771	93,662	-
	3	215,983	52,467	1,804,791	1,480,672	426,532	635,433	93,828	-
	4	215,063	51,670	1,796,710	1,469,591	423,174	629,273	93,284	-
	5	217,773	52,170	1,795,040	1,475,075	424,573	631,662	93,446	-
	6	217,915	51,472	1,809,150	1,475,748	423,494	630,413	93,075	-
	7	218,836	51,787	1,809,638	1,480,549	423,924	631,571	93,219	-
	8	218,996	52,671	1,807,710	1,485,052	424,736	633,797	93,333	-
	9	219,723	53,020	1,800,697	1,492,928	427,507	638,492	93,691	-
	10	219,760	54,634	1,835,612	1,495,606	425,833	635,823	93,416	-
	11 P	220,415	55,076	1,860,324	1,509,105	427,783 P	638,758 P	93,643 P	-
前年同月比増減率	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4
	2006. 3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1
	2007. 3	2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	19.7
	2007. 11	1.3	0.2	3.5	2.7	1.7	0.2	0.8	-
	12	1.3	1.0	2.5	2.7	1.9	0.1	0.8	-
	2008. 1	1.3	0.9	1.3	2.7	2.0	0.2	0.4	-
	2	1.4	1.5	0.4	3.1	2.3	0.2	0.4	-
	3	1.8	1.8	0.2	2.6	2.4	0.1	0.2	-
	4	1.7	1.6	0.0	2.7	2.1	0.1	0.0	-
	5	1.8	2.0	0.7	3.8	3.0	1.0	0.6	-
	6	1.9	2.0	0.7	3.1	2.2	0.2	0.1	-
	7	2.1	2.1	1.3	3.3	2.5	0.6	0.1	-
	8	2.0	3.0	0.8	3.6	2.6	0.9	0.1	-
	9	2.2	1.9	1.1	2.9	1.9	0.5	0.3	-
	10	2.6	4.1	3.8	3.8	2.3	1.0	0.2	-
	11 P	3.1 P	5.4	4.5	4.4	2.5 P	1.5 P	0.2 P	-

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし、ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。
3 農協には共済貸付金・農林公庫(貸付金)を含まない。
4 07年10月以降、ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。

11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2008年9月末現在

(単位 百万円)

都府県別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券	貸 出 金
北海道	2,113,539	35,716	920,629	911,298	554,707	491,901
青森	271,288	5,190	242,163	242,137	13,121	13,656
岩手	558,673	15,464	314,388	314,159	132,659	128,465
茨城	1,062,855	22,247	515,528	511,139	356,054	189,213
群馬	1,047,614	17,482	699,901	686,606	279,183	78,704
埼玉県	2,508,219	76,612	1,566,452	1,564,279	763,884	224,929
千葉県	1,374,087	67,942	1,343,458	1,343,227	0	55,966
東京都	2,068,716	39,518	1,246,567	1,235,492	747,716	130,825
神奈川県	3,314,002	66,357	2,042,884	2,042,475	1,067,919	429,911
山梨県	436,350	8,673	318,084	317,028	64,180	63,072
長野県	2,171,537	29,654	981,141	980,123	881,817	373,622
新潟県	1,414,424	32,790	764,674	764,230	486,944	181,448
石川県	744,705	17,468	386,182	386,150	254,831	120,581
福井県	560,887	16,585	337,579	328,466	196,333	53,562
岐阜県	2,037,955	51,546	1,265,384	1,265,327	618,289	184,466
静岡県	2,900,723	111,303	1,427,455	1,409,111	1,180,803	413,382
愛知県	4,959,680	91,594	2,668,875	2,668,846	1,910,148	401,299
三重県	1,400,714	38,656	727,943	727,439	491,882	201,041
滋賀県	855,631	14,321	540,707	490,535	277,946	103,465
京都府	826,059	17,426	465,453	465,144	237,722	91,178
大阪府	2,904,626	75,427	1,642,371	1,642,354	1,112,408	591,652
兵庫県	3,514,207	93,807	1,736,081	1,735,643	1,224,696	910,098
鳥取県	1,102,818	32,945	646,877	646,842	327,357	131,743
和歌山県	275,290	6,936	184,229	183,456	79,496	17,236
徳島県	502,376	15,504	327,602	327,571	146,119	41,840
広島県	1,735,125	32,200	1,264,771	1,264,444	441,325	50,283
山口県	862,618	24,647	483,889	483,865	285,872	100,211
徳島県	659,136	15,719	434,904	434,240	212,023	17,484
香川県	1,400,867	17,497	649,483	649,280	728,415	84,704
愛媛県	1,116,730	23,091	696,335	696,140	367,655	87,151
高知県	646,739	8,120	368,241	368,230	174,235	79,927
福岡県	1,337,403	25,094	766,232	755,731	438,400	158,208
佐賀県	607,691	11,495	317,525	317,047	178,886	113,265
大分県	399,882	9,329	214,730	214,674	119,875	74,877
宮崎県	493,753	8,811	254,327	254,250	141,349	106,390
鹿児島県	845,779	14,626	528,694	522,600	187,609	134,074
合 計	51,032,698	1,191,792	29,291,738	29,149,578	16,681,858	6,629,829
一連合会当 たり平均	1,417,575	33,105	813,659	809,711	463,385	184,162

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2008年9月末現在

(単位 百万円)

都 道 府 県 別	貯 金	借 入 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券 金 銭 の 信 託	貸 出 金	報 告 組 合 数
(北 海 道)	(2,882,056)	(150,095)	(1,967,078)	(1,955,190)	(22,838)	(995,269)	(117)
青 森	458,333	7,830	257,021	255,232	10,064	151,073	22
岩 手	855,508	13,778	517,325	512,161	37,826	279,488	9
宮 城	933,439	9,059	460,264	456,922	77,058	372,308	14
秋 田	692,968	12,448	371,939	369,020	13,276	246,153	16
山 形	877,555	12,479	478,763	472,445	37,811	336,309	19
福 島	1,228,668	7,141	747,724	744,208	75,855	377,061	17
(東 北 計)	(5,046,471)	(62,735)	(2,833,036)	(2,809,988)	(251,890)	(1,762,392)	(97)
茨 城	1,445,366	10,163	1,014,300	1,003,596	94,449	330,078	27
栃 木	1,526,088	2,120	1,016,789	1,013,798	148,802	361,303	10
群 馬	1,319,253	5,619	1,008,433	1,006,232	61,427	269,848	22
(北関東計)	(4,290,707)	(17,902)	(3,039,522)	(3,023,626)	(304,678)	(961,229)	(59)
埼 玉	3,623,026	6,928	2,465,434	2,465,025	283,176	1,003,225	23
千 葉	2,342,711	9,886	1,363,638	1,357,279	268,030	741,634	25
東 京	3,187,173	2,955	2,062,613	2,043,050	105,883	1,185,522	16
神 奈 川	5,226,368	1,014	3,258,461	3,256,177	361,705	1,822,132	14
(南関東計)	(14,379,278)	(20,783)	(9,150,146)	(9,121,531)	(1,018,794)	(4,752,513)	(78)
山 梨	618,352	4,387	415,830	413,827	29,832	183,824	13
長 野	2,800,579	20,105	1,986,203	1,983,997	42,334	813,453	20
(東 山 計)	(3,418,931)	(24,492)	(2,402,033)	(2,397,824)	(72,166)	(997,277)	(33)
新 潟	2,084,628	25,292	1,363,731	1,362,427	196,998	571,523	26
富 山	1,252,770	4,629	954,150	950,606	68,233	222,781	17
石 川	1,050,216	2,261	723,528	722,954	60,275	309,253	17
福 井	800,547	3,504	543,760	543,474	29,843	230,567	15
(北 陸 計)	(5,188,161)	(35,686)	(3,585,169)	(3,579,461)	(355,349)	(1,334,124)	(75)
岐 阜	2,706,942	4,862	1,998,005	1,997,632	185,312	605,573	7
静 岡	4,367,405	18,876	2,847,935	2,841,554	308,351	1,338,907	19
愛 知	6,524,119	21,063	4,914,265	4,888,682	474,467	1,490,454	20
三 重	1,904,806	5,036	1,362,376	1,347,857	162,478	389,133	15
(東 海 計)	(15,503,272)	(49,837)	(11,122,581)	(11,075,725)	(1,130,608)	(3,824,067)	(61)
滋 賀	1,275,130	4,045	851,586	842,187	162,102	298,794	16
京 都	1,083,418	3,949	811,548	807,449	82,819	219,016	5
大 阪	3,780,089	39,084	2,844,074	2,803,043	158,252	859,737	16
兵 庫	4,412,389	9,242	3,245,174	3,243,068	165,703	1,092,663	14
奈 良	1,251,394	2,729	858,372	843,224	165,911	229,010	1
和 歌 山	1,427,806	4,262	1,049,368	1,049,073	57,252	296,013	10
(近 畿 計)	(13,230,226)	(63,311)	(9,660,122)	(9,588,044)	(792,039)	(2,995,233)	(62)
鳥 取	489,205	8,762	282,526	277,949	52,132	123,848	3
島 根	837,607	12,937	481,546	478,853	48,678	303,448	11
(山 陰 計)	(1,326,812)	(21,699)	(764,072)	(756,802)	(100,810)	(427,296)	(14)
岡 山	1,609,427	18,252	1,103,446	1,101,855	75,077	436,656	10
広 島	2,356,749	6,882	1,707,254	1,707,017	33,560	648,660	13
山 口	1,200,555	4,133	843,689	839,639	84,536	285,034	12
(山 陽 計)	(5,166,731)	(29,267)	(3,654,389)	(3,648,511)	(193,173)	(1,370,350)	(35)
徳 島	770,482	4,471	640,316	637,699	19,672	116,239	16
香 川	1,544,768	4,024	1,390,084	1,389,656	822	184,198	2
愛 媛	1,550,800	1,991	1,102,553	1,098,688	112,329	317,972	12
高 知	802,899	3,473	603,082	598,734	35,250	177,331	16
(四 国 計)	(4,668,949)	(13,959)	(3,736,035)	(3,724,777)	(168,073)	(795,740)	(46)
福 岡	2,252,770	6,590	1,328,239	1,316,031	88,186	868,517	23
佐 賀	803,812	15,551	545,834	545,055	43,962	203,909	4
長 崎	610,396	5,472	371,736	370,352	12,880	193,545	7
熊 本	893,964	10,640	511,128	502,293	66,085	281,453	14
大 分	622,165	9,509	378,163	375,621	24,110	213,155	8
(北九州計)	(5,183,107)	(47,762)	(3,135,100)	(3,109,352)	(235,223)	(1,760,579)	(56)
宮 崎	688,471	14,745	440,455	439,039	28,702	219,817	13
鹿 児 島	1,136,275	10,690	735,929	732,334	5,491	347,592	18
(南九州計)	(1,824,746)	(25,435)	(1,176,384)	(1,171,373)	(34,193)	(567,409)	(31)
(沖 縄)	(696,825)	(2,995)	(346,685)	(343,134)	(35,591)	(274,573)	(1)
合 計	82,806,272	565,958	56,572,352	56,305,338	4,715,425	22,818,051	765
一組合当たり平均 (単 位 千 円)	108,243.493	739.814	73,950.787	73,601.749	6,163.954	29,827.518	-

13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2008年9月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	岩手	544,168	8,267	343,276	342,364	141,781
			53,363	1,711	31,023	29,749	12,921
			85,826	3,109	56,599	54,843	27,576
			13,861	889	11,388	11,038	3,131
			18,084	673	12,666	11,965	5,163
千葉県	東京	神奈川	66,141	2,639	39,751	37,292	22,530
			7,972	143	5,689	5,675	1,278
			33,018	3,192	15,911	15,550	12,399
			26,884	874	21,504	21,310	2,770
			33,172	567	25,606	25,028	5,645
静岡県	愛知	三重	44,954	1,190	29,229	28,619	10,078
			44,046	980	25,562	24,988	14,183
			101,611	6,826	60,863	60,735	35,674
			79,228	2,134	53,251	46,857	16,446
			89,868	3,574	56,340	55,791	34,309
東京都	兵庫	和歌山	41,520	650	16,265	16,041	23,841
			63,258	1,727	29,834	27,994	26,587
			40,345	1,012	29,638	28,706	8,703
			20,382	806	16,232	15,705	3,829
			56,637	827	24,923	24,796	24,773
徳島県	香川	愛媛	28,411	537	22,623	22,285	3,398
			50,072	1,458	37,646	37,604	12,156
			90,081	1,492	49,451	48,313	42,534
			34,018	2,048	21,589	19,941	12,102
			47,420	664	36,560	35,560	6,610
佐賀県	長崎	宮崎	66,721	1,140	39,627	38,916	23,949
			110,986	1,652	83,219	83,110	23,983
			36,012	1,001	25,261	25,075	11,707
			58,184	2,194	19,645	18,289	39,873
			21,324	479	13,704	13,505	8,832
合	計		2,007,567	54,455	1,254,875	1,227,644	618,761

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2008年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 県 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	貸 出 金	報 告 組 合 数
北 海 道	466,931	116,604	77,872	479,380	475,514	130,880	72
青 森	6,951	200	476	6,792	6,724	379	1
宮 城	52,736	500	4,276	34,545	32,746	13,934	1
山 形	5,358	0	776	4,625	4,400	514	1
福 島	7,468	1,840	1,243	9,214	7,927	1,026	2
静 岡	17,387	3,044	442	13,482	13,174	4,557	1
愛 知	6,909	150	296	6,418	6,237	211	1
三 重	105	0	90	88	63	15	1
島 根	41,020	2,214	3,419	25,991	25,625	8,826	1
山 口	62,397	2,760	6,625	39,618	38,430	22,700	1
香 川	2,176	888	150	1,924	1,918	1,112	1
愛 媛	62,173	22,179	6,844	67,568	66,585	16,414	29
長 崎	94,617	18,082	8,230	95,437	94,695	17,442	40
熊 本	5,772	505	876	4,680	3,917	1,246	1
大 分	26,757	1	2,357	15,984	15,378	8,170	1
宮 崎	34,284	9,148	4,497	31,025	30,562	14,547	17
合 計	893,041	178,115	118,469	836,771	823,895	241,973	171

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。